日本刑法/岡山兼吉(講義); 畔上啓策(編輯) (英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級))

この PDF ファイルは、英吉利法律講義録 (1886 (明治 19) 年度 第 1 年級) (原装本デジタル・データ) から、日本 刑法の部分を抽出して編集したものである。

2015 年 7 月 中央大学大学史資料課

第

壹

回

日

本

刑

法

日本刑法

商 公 テ 别 諸 H 法 法 君 本 七 P 等 己 亦 刑 1 1] 11 人 然 洪 法 = 此 11 政 IJ 品 學 3 1. チ 1 府 デ 乃 뭬 通 講 公 間 國い 10 論 女 ス 法 1 際 人 ル -1 12 關 民 公 = 獨 於 = 屬 係 法 デ 先 1 1] ス チ 內 1 7 7. F 定 關 國る 學 ル 國 係 際 七 x 言 1 1 私 洪 諸 1 4 チ L 規 洪 律 3 君 11 11 憲 七 定 ナ 1. 1 = 法 1 3 注 T ラ = 刑 女 意 + ル ナ 2 法 1] 力 力 12 ラ 7. 等 私 如 法 可 ス モ 法 萬 律 1 1 3 丰 如 國 = E = = 屬 丰 3 = 1 11 是 テ 關 公 ス T ナ 法 私 12 ス 1 法 IJ 七 ル 1 法 私 1 律 法 民 己

=

於

法

1

校 法 學 友 畔 岡 Ш 兼 啓 策 吉 編 講 輯 義

政 改 救 ナ 刑 私 11 1) --チ 府 刑 其 府 徵 良 民 法 + 法 IE 卽 法 11 法 1 土 シ # ス チ ナ チ 撿 1 1 權 憲 地 易 以 與 部 察 12 政 ス ル 法 チ 人 デ 其 類 官 七 3 府 七 12 情 以 1 故 被 1 \_ 1 -= = 1. デ 風 如 私 JE: 害 チ 属 於 === 11 人 作 俗 殺 私 A 公 者 丰 テ 民 Y ス 1 法 相 其 法 間 12. 11 及 ス 12 ル 爲 等 世 遺 Ħ. 1 七 T E 12 干 1 體 1 x 部 者 背 1 1 1 크 1 1 故 1) 類 者 = 契 + 關。 1 1 1 1 左 開 請 死 七 約 係 = = === ス 11 之 屬 右 先 求 對 1 11 ス チ チ 其 チ 等 丰 如 七 ル 3 チ 3 規 布 ラ 探 待 . 1. = 17 違 公 定 其 從 千 IJ 背 17 ル 云 テ 訴 3 テ 緒 1 1 相 二 フ T チ チ 及 制 編 1. 所 萬 直 當 訴 起 1 12 纂 T 定 語 端 サ 不 七 1 フ ス 亦 官 契 = ナ 法 12 不 T 大 ル 容 着 政 衙 約 1 七 12 ル ル = 易 刑 手 府 當 法 T 二 = チ ナ 法 要 私 見 1 ス IJ 種 1 1 1) + 答 犯 ナ 求 亍 ナ 1 7 ル 之 ij 人 法 1. 知 3 11 3 11 12 之 殊 從 民 毫 ス = デ 1 チ 12 泰 反 テ 以 以 テ 1 如 No. ·E 1 西 古 之 約 3 民 テ 干 丰 丰 デ 書 其 各 デ 法 束 + 9. 涉 政

事

1

如

17

唯

財

產

E

1

闘

係

1

111

ナ

ラ

ス

人

1

最

晋

重

ス

可

^

丰

身

體

性

命

=

事

ナ

民

關

係

ス

12

平

1.

P

11

チ

以

デ

朝

之

チ

誤

IJ

3

크

1)

起

ル

所

1

弊

害

1

實

小小

法 乎 然 丰 X 1 國 12 12 1 律 便 者 1. チ 如 = ス V 以 利 雖 四 ナ ナ 丰 於 1-解 之 罰 百 テ 七 何 テ 士 餘 少 大 私 ス チ ス 事 此 適 條 法 = ナ 而 刑 12 --施 中 解 力 3 テ 法 E 日 1) ス = ラ テ ナ IJ 七 3 湖 網 易 廿 之 罰 公 ル ル テ 羅 法 = 丰 チ ス 12 七 當 難 闘 3 所 ナ ル 1 チ 7 悲 丰 70 IJ ス 先 七 1 11 1) 日 民 丰 チ 3 1 ル 右 覺 不 然 本 洪 3 = = 1 刑 制 民 工 12 12 T 1 第 法 法 如 定 ル テ 1145 5 何 以 其 七 1 頒 1 ス 1 條 1 テ 條 如 如 驚 布 人 實 T = 項 丰 7 7 民 ス 擬 錯 1 際 及 條 相 七 ル 光 ス 1 明 雜 項 五 12 1 + ^ 適 瞭 .1 蓋 + 七 チ 又 丰 用 時 ナ + 設 間 此 刑 七 上 宜 4 理 ル 12 = 事 1 困 違 條 テ = チ ---ナ 葉惟 之 11 由 項 以 約 因 ス 至 テ テ 12 七 1 = V 等 背 研 之 設 デ 12 3 12 民 所 究 違 1 チ 4 七 七

=

定

上

ス

1

T

法 毅 此 刑 1 = ラ 元 11 ス V 1 1 來 T シ フ 約 法 15 七 12 骸 精 必 本 本 F チ 1 L 4 ル 骨 期 密 分 校 能 為 政 1 チ ル 最 ナ 以 サ チ = 府 ス チ 11 11 有 講 之 精 盡 勉 英 サ デ 1 1 要 チ 密 吉 ス ス 足 ル A 4 ル 研 爲 = 利 可 1 ナ 民 ル アレ V 才 窮 攻 x 洪 IJ IJ 力 = =: j. JE: 窮 ス 1 在 律 故 チ ラ 1 1 養 x 學 間 ル 七 111 IJ = セ ス + 且 校 刑 又 E 2 11 == ス = 實 得 諸 叉 斯 法 之 P 在 ル 1 君 諸 學 稱 = テ ル ^ ラ 11 チ 容 君 最 約 11 力 ス シ 約 = チ 之 易 修 只 注 1. シ 1 七 定 ラ 意 = 1 ス テ 刑 x 表 チ ス 目 筋 業 H 自 法 テ 面 IJ シ シ 肉 營 實 上 テ = 本 テ 制 チ T 刑 學 學 其 1 事 = 定 チ 附 ラ 法 道 於 政 フ フ 七 = # 當 可 4 テ 府 11 チ to シ 僅 終 計 商 法 1) 丰 ル 1 F 始 チ 其 律 及 ナ 下 = 1 12 以 運 总 几 1 1) 1 == = ナ テ 用 百 12 日 何 居 V 余 器 物 餘 本 チ ラ コ 11 圓 條 國 11 チ 4 何 ŀ > 唯 ナ ナ 作 民 滑 1. 人 ル

四

H

ナ

7

廿

12

T

1

T

IJ

此

ケ

ナ

チ

欲

T

及

12

前

===

七

述

12

力

如

17

刑

法

ナ

12

T

1

11

政

府

1.

人

民

1.

1

關

係

チ

規

定

ス

ル

1

公

法

ナ

ル

チ

以

テ

此

洪

=

背

区

3

4

12

所

爲

チ

名

4

テ

公

犯

1.

云

ブ

不

犯

1

日本刑法

1

誰

及

ル

チ

知

12

1

法

律

チ

政

窮

ス

12

=

當

デ

最

必

要

1

I

1.

+

12

可

シ

旣

チ

生

3

必

ス

+

權

利

チ

有

3

義

務

7

負

フ

七

1

ナ

力

ル

可

力

ラ

ス

故

-

此

-

者

1

關

係

之 存 條 法 律 チ ス チ 見 追 學 12 デ 者 所 フ 以 テ 海 1 註 デ 大 = 其 体 解 於 大 卽 チ 宁 要 骸 7 日 骨 本 チ 大 知 刑 チ E 說 法 12 1 明 多 チ チ 得 3 3 說 獑 余 半 11 幸 次 講 1 甚 粗 之 人 三 = 12 換 IJ = 佛 密 1 關 テ ---學 人 西 問 學 ラ 者 F > 1. 日 1 欲 IJ 如 其 7 ス 諸 法 兎 君 理 角

凡 y 1 諸 何 何 君 及 物 第 -12 = 知 限 I ラ 5 1 章 ス 12 チ 講 之 1 如 ス チ 刑 學 7 12 法 法 フ 七 律 1 = ナ 1 13 日 其 水 1) n 性 1 七 起 質 1 性 12 チ チ 11 知 知 權 何 等 ラ ラ 利 + # = 義 關 12 12 務 可 七 可 力 力 ス 權 ラ ラ 性 ス 利 # 質 是 義 ル 務 L 1

正

が五

箇

同

+

恰

E

水

之 義 國 釋 犯 足 能 -ナ 12 11 撿 チ 相。 務 般 其 -七 1 ル 11 ル 察 公 分。 般 ナ 稱 意 廿 11 3 ·E 訴 擔。 官 卽 字 1 社 ル 得 ラ 3 1 之 其 公 社 廿 會 1 ス 可 1 n 11 稱 黎 言 國 即 テ ル 力 會 1 ル 行 般 3 T -力 ラ 刑 11 t 1 我 般 連 般 1 1 力 # 法 フ ス = 帶 之 國 1. 7 其 E 對 E ラ = ル 民 能 義 對 1 ナ シ ス ---テ ス 日 全 此 力 致 要 得 ナ 務 IIII IJ テ 3 体 違 1) 故 者 3 ス 者 違 ス 生 3 犯 或 テ テ 犯 是 1 何 = 12 11 ス 主 我 其 無 自 1 3 1 L = 1 11 社 權 治 特 形 刑 公 所 所 ナ 及 ラ 者 會 罪 種 1 法 -犯 爲 1 V ル 不 及 法 上 1 權 1 1 人 1. 1 1 聚 身 ナ = 所 刑 所 12 = ナ 利 於 力 分 IJ 1 已 爲 法 義 為 ス 其 天 デ チ 之 起 1 務 ナ = = 11 不 皇 有 チ 牛 デ 背 IJ 七 -牛 1 犯 陛 公 有 人 關 果 七 丰 ス ス 1 1 F 犯 負 其 係 ス 3 12 ル 及 被 刨 能 所 擔 E 權 テ = ル 11 チ 害 政 對 力 然 1 1 利 明 E ス 1 者 權 府 者 所 者 所 ラ 1 力 ス 12 及 チ 力 利 為 爲 12 ---モ 11 = 17 代 訴 谷 卽 之 此 1 12 3 11 = ス 表 認 人 デ 卽 テ 社 公 チ 1 チ 12 每 其 其 解 犯 ス 會 不 七 =

示

ス

ル

七

1

1.

謂

フ

1

3

日本刑法

偖 犯 雖 犯 司 テ テ 3 3 7. ---以 公は 其 退 斯 之 法 デ 1 兩 1. 犯 翼 盟 認 官 民 テ テ チ 7 1 -私に 法 刑 己 容 别 1 代 P 己 犯 其 法 易 言 E 刀 V チ 12 人 1 所 人 1 E 自 兩 + シ 七 責 品 斷 爲 等 1 1 IJ テ ラ 1 制 别 之 判 任 7 1. = 1 = 單 チ 相 裁 法 己 然 云 ナ チ チ 說 負 者 純 人 當 IJ 禽 ナ チ ナ 付 明 ナ 如 ナ 1 1 1. 1 ラ 17 何 地 1 3 12 是 3 五 ル 3 ス 解 間 手 デ + 位 恰 E L 4 1 公 續 丰 チ = DU 七 ル V = ル 存 犯 乎 7 F 博 足 チ 所 17 二 盡 又 千 1. T 物 為 足 大 ス 1 果 果 37 學 盖 1 12 ス チ L 12 規 公 公 丰 容 IJ 3 ^ 3 F チ 則 易 丰 犯 テ テ 1 = 知 1. 1 背 别 之 如 如 = ラ 1 七 1 ス 何 何 展 丰 # 業 認 -1 チ 1 獸 ナ 困 1) 及 ナ 7 丰 7 ソレ = 難 及 物 如 乎 1 T 12 12 12 ル 所 乎 ナ 所 去 力 何 ル 1 9 チ 所 觀 爲 1 禽 爲 # ナ E 3 12. 接 察 所 爲 根 獸 ル 11 11 二 12 公 爲 唯 所 ナ 堂 可 ス 3 1. P 犯 云 爲 ナ デ IJ 木 叉 私 3 ル 或 犯 云 t 葉 然 1 3 チ チ = 認 私 見 當 私 1 プ チ ル

七

ケ七

能 權 私 公 ラ 何 12 チ 3 頗 生 7 犯 力 利 犯 適 等 テ 1 シ = ス 12 # 如 私 容 x チ チ 用 1 シ 錯 12 官 丰 害 含 犯 所 易 雜 12 七 テ 七 衙 ス 有 1 爲 茍 = 2 1 = 1 r 副 法 至 = 12 セ 1-シ 之 1. 二 於 别 欲 雖 律 テ T 12 = 11 1 チ 可 デ 止 之 家 此 草 L 及 E ス = 其 間 1 3 T 1 ル チ 7 1. 木 12 違 然 其 罰 T 右 容 12 干 ラ > 1. 惡 反 1) 1 テ 易 力 サ 速 L 1 ス 例 セ 如 例 如 公 11 T 12 = T 12 則 忽 ラ 犯 17 3 1 7 ナ 7 ス 契 手 定 テ 私 定 L 1 11 1. 1 ル 約 蔓 雖 契 犯 3% 4 隨 刑 1 力 チ 違 今 約 延 分 得 法 界 如 12 1 12 其 違 反 3 者 困 第 盟 線 1. ス 3 财 反 1 契 雖 難 別 チ 然 ---1. 所 產 對 約 1 不 條 ナ 云 畫 チ L 為 違 所 犯 實 . 1 3 7 ス 1. = 16 安 法 女 何 反 為 中 際 -七 12 E 固 等 律 關 能 專 12 チ 1 1 = = 亦 如 應 門 11 1 3 ナ ス T = 11 多 テ 其 用 保 半 1 IE 廿 學 12 小 人 誠 事 者 日 護 條 E ス 12 實 公 X ナ E ナ 1 1 = 12 犯 苦 其 保 1 七 1 チ 丰 I 存 與 勝 1 私 中 見 品 E 1. 4 性 手 人 テ 1 亦 力 别 大 1 = 質 步 刑 决 如 女 1 11

惑 罪 チ 抑 日 國 + 云 恶 ^ = 4 含 萬 E 力 チ チ 社 例 3 3 1 12 蓝 犯 强 會 國 民 如 受 1 テ 1 # 盜 ス 之 所 公 刑 事 ケ 17 ナ 其 罪 聚 法 ル 爲 3 V = 1) チ 牙 由 標 1 七 即 精 = 多 チ チ 云 - 1 進 相 私 害 制 テ 12 少 密 處 1. 犯 定 違 7 チ = 社 ス -皆 言 立 曲 分 ナ 會 論 1 ス 12 デ 3 窮 云 所 12 3 1 ル \_ 實 害 般 # 彼 左 般 フ 為 時 ス 1 卽 國 チ 12 --L 七 12 チ 被 安 難 蓋 公 及 11 チ 害 11 1 THE STATE 得 之 犯 刑 3 不 1) 2 t 丰 公 事 1 犯 ス 3 # 1 デ デ 1 謂 者 盆 公 1. 洪 要 Z 1 --12 犯 チ 云 定 ブ 律 ス E 由 11 七 害 E 1 デ 叉 x ^ 1 チ 12 個 如 處 私 3 犯 7 3 决 -= 其 則 犯 特 丰 私 及 型 分 3 ス 别 殺 困 度 デ 人 ス 同 1 12 1 人 云 \*\*\* 難 之 所 1 = -0 12 罪 他 1 爲 如 1 ナ フ 16.0 7 七 其 相 銷 事 人 111 1 1. 何 ラ 及 遠 云 柄 間 損 15 日 サ not bed L 12 毫 ナ 害 ナ 1) E 悉 關 = 12 12 放 付 七 七 3 力 ナ テ 7 ス 二 火 蒙 區 多 1. テ 社 ラ 1) ル 1 别 雖 罪 問 ラ + 壬 1 會 ス 是 迷 此 他 此 ナ 1. 題 1 12

九

ケ九

F = L ス 7" 會 之 之 所 1 依 ル 損 我 可 1 左 力 所 12 ス -爲 テ 害 1 國 丰 1 範 刑 爲 之 12 = 11 民 法 チ 七 圍 罰 1 社 L ブ チ 11 及 曹 1 氏 參 -會 12 チ チ 觀 般 ホ 力 考 7 H 規 私 公 加 1 V 1 異 X M. 12 定 人 聚 = L ブ 11 損 1 口 如 供 氏 二 ス チ 其 12 チ 害 行 同 何 1. ス 害 害 1 ル 1 公 為 音 = チ ナ 可 公 能 必 ス 犯 ス 豫 1 = = 犯 ル 3 11 要 1. 12 ル 配 1 論 定 行 ナ 1 # 1 云 I F 111 ス ス 爲 定 3 外。 E 14 1 適 1 12 ル チ 義 格 私. 1. 大 E 人 用 所 公 段 11 認 チ 1 ナ 犯 民 實 ス 1 犯 揭 7 1. 1. 2 12 盡 可 彼 --1 ケ 稱 解 12 ル チ 容 17 丰 認 1 以 害 ス 以 -ス 規 不 易 毒 × テ JF: デ 12 ル 樣 則 訴 之 1 諸 之 1 8 チ T 1 事 = 11 君 社 外 チ 1) = 1 捐 據 英 公 力 學 ---P 會 刑 11 害 國 訴 12 T 其 者 法 立 ラ == 可 配 チ 3 大 ラ サ 豫 流 1 法 蒙 丰 To サ 以 体 x サ 制 者 12 者 2 1 テ 論 裁 ル 1 ナ 1 = A 12 1 ナ 刑 意 於 17 理 チ 12 者 セ 民 罰 IJ 味 故 付 チ 力 テ 1. 11 -若 以 = 故 或 チ ----3 解 配 般 夫 科 理 余 デ 或 12 =

質刑 罰 1 性

及

12

チ

討

窮

七

#

12

^

力

ラ

ス

In

3

テ

刑

罰

1

性

質

チ

討

窮

ス

ル

=

1

左

1

點

罰

1

何

物

チ

分

明

=

ス

12

チ

要

人

藝

美

1

器

更

第 主 治

者

力

刑

罰

チ

科

ス

ル 1

權

力

日本刑法

然 却 對 人 奪 註 四 y 七 訊 第 A 私 解 ラ 3 ス ス 此 犯 配 五 テ to ハ 12 ル 葉 負 資 刑 刑 # T 1 1 擔 法 法 格 面 行 11 ル 人 可 民 ナ 為 -= y ス チ 違 有 私 ル 人 ナ ラ 14 TI 背 義 般 稱 人 交 F ス ス 字 ス + 務 3 4 mi 力 12 其 头 全 公 V 12 IK ブ = 貫 資 背 社 犯 テ 損 1 2 徹 氏 戾 會 格 公 害 未 1 ラッセ 犯 1 ナ 3 1 1 3 3 其 權 大 有 私 テ 女 全 制 犯 了 利 社 大 小 IL ル 解 裁 氏 行 步 會 1 1 12 等 害 爲 差 七 1 7 差 チ 1 個 别 > 3 包 r ナ × 稱 括 H テ 謎 牙 人 1 北 科 1 大 4 ス 3 k ス n 處 ブ テ 權 要 雖 12 ス # 亦 利 多 n 1 4 = 11 11 之 犯 少 七 1 個 重 1 チ 自 害 之 罪 1 4 人 = T 然 外 氏 者 1 1 又 = 头 蒙 刑

+

十五

ナ

ラ

廿

ル

ナ

y

法

律

註

解

第

女

全

社

會

=

認

x

其

\*

個

左

1

點

=

在

4

12

者

k

ル

力

或

11

剁

卽

刑

罰

ナ

1

Punishment

天 恐 36 派 テ T 力 7 陸 何 徒 ラ 故 其 The 1 性 第 1 故 第 法 也 2 = 法 自 人 共 = 13 = 第 刑 事 家 1 學 曲 チ 主 罰 實 夫 者 生 1 治 第 刑 刑 チ 之 然 1 殺 諸 者 罰 풺 チ ス 或 गार 17 チ + 訊 力 主 1 12 1 回 Tro 執 紛 1 其 犯 治 フ + 輕 目 L 行 言 其 性 H 罪 者 的 重 12 产 1 人 1 命 原 K 成 力 權 七 2 始 L 1 七 12 刑 100 衡 龙 チ 3 實 凡 絕 完 # テ 罰 1 X 1 力 治 主 程 全 具 刑 11 チ ラ T 者 治 촒 無 低 罰 科 度 38 4 ス 1. 者 理 缺 何 大 7 道 從 雖 + 曲 决 科 M L ル 義 テ 多 ル + 3 -3 1 叉 4 者 テ 在 得 V 權 19 之 之 自 割 11 3 力 12 ル V 其 L テ 由 + to 7 ナ ナ 國 वि 也 1 ナ ナ M. 罰 펢 最 箝 窥 ナ 疑 ス ス ス 上 ラ 制 6 點 ル 人 11 12 > 知 -也 1 = 權 + 付 ス

2

=

P

E

之

L

罰

1

權

力

チ

生

ス

何

1

不

可

力

力

ナ

有

ス

12

\*

1

ス

チ

y

原

因

ナ

1

3

ル

=

曲

ナ

3

夫

テ

1

歐

洲

大

케

W.

196:

\*

然

ル

=

1

能

其

法

禁

1

惡

1

15

元

來

惡

-

7

ラ

#

12

E

-

國

行

政

上

1

便

宜

1

爲

\*

=

者

之

ナ

罰

ス

12

=

7

ラ

サ

L

11

被

害

者

之

V

チ

罰

ス

12

1

權

力

P

1)

到

底

何

罰

ス

ル

1

1

10

+

V

4

要

ス

ル

= 主

權

等

=

於

テ

各

復

仇

セ

IJ

1.

雖

世

1

漸

次

ス

故

=

古

昔

未

政

治

L

1

救

濟

ナ

+

時

11

即

之

チ

防

遏

ス

ル

-

非

b

11

H

1-

力

此

權

力

チ

有

ス

ル

チ

以

テ

此

論

題

ナ

解

說

ス

12

至

難

1

事

-

P

ラ

#

ル

+

y

A 進 雖 例 間 其 = = ル 存 付 犯 步 於 人 1 原 之 テ 間 在 罪 ス 因 11 殺 固 力 11 社 = = 1 12 被 害 會 1 有 訊 抑 = 11 强 1 從 害 1 明 T [3] 何 成 惡 有 6 者 盜 ナ 等 12 終 T 若 1 1 ナ 1 ^ -3 如 丰 # 惡 本 7 チ 11 其 主 保 者 > 17 11 3 1. 權 其 維 斯 生 法 チ F 遺 蠻 者 等 云 棚 禁 ス 1 族 ナ 剪 1 12 1 + 1 フ 之 親 所 更 惡 能 ル 戚 15 爲 チ 1

1 Sec. 1 p 之 1 3 L 種 チ 太 T 討 IJ 第

先 V 其 4 差 别 チ

ル 1 力 ナ ラ 3 ス

各

種

類

七

#

ナ 7

其 所 為 人

文

明

社

會

ナ

ル

1

=

論

日本刑法

+=

二十七

相

生

遏

ス

M

+

脉

為

14

果

3

デ

行

政

土

1

便

宜

チ

害

ス

ル

+

否

1

點

#

付

最

注

意

ス

其

经

1

テル

絶ア

對少

派

欲

相以 刑 12 3 對于 罰 テ チ 刑 派 要 1 第 罰 目 1 大 7 的 糖 チ 以 派 1. 出出 刑 就 テ 1 32 他 罰 六 ス 0 其 1 1 1 + 目 目 絕 諸 香 對 的 說 的 卡 派 紛 夫 催 2 達 夫 H 大 主 更 ス 32 張 = 展 12 大 ス 恢 \_ 方 定 10 ル 法 者 t 1 1 ス 台 言 今 見 Mt. 之 2 12 SIL B ^ V 7 チ + -者 刑 大 翁 罰 别 -4 + P 1 3 1/1

郎

刑

罰

4

ラ

ス

刑

罰

上 右 害 K W = 1 法 ス N -7 去 制 禁 行 國 12 裁 政 2 施 者 レ 靐 政 L 1 7 チ 科 云 立 チ 1 A 法 防 最 便 セ フ 者 + 宜 遏 t 例 權 100 七 大 12 1 害 大 步 # ナ 2 得 y 有 烟 7 12 法 其 草 ス 1 ス 禁 是 九 國 12 稅 主 則 L ラ 1 1 惡 其 成 權 ス \* 背 刑 之 者 立 = 附 罰 ナ L 15 1 權 刑 其 者 保 大 淵 陈 權 持 ナー 1 主 遏 力 チ X 如 治 加 X 赤 ル 7 者 執 斯 1 エ 14 力 等 17 E 冶 = 有 時 能 1 14 ス 罪 宜 ス 12 75 恶 せ 力 ル ス 3 原 為 1 1 司位 夫 先 罰 因 1) \* ス 其 十 刑 自 是 也

十四

#

禁

1

法

然

故

即"目:

的

ナ

IJ

1.

而

3

テ

其

相

對

派

チ

主

張

ス

ル

者

1 言

=

日,刑

罰

11

器

械

ナ

IJ

ケ

及

n

手

續

ナ

IJ

之レチ

以

テ

相

對

派

1 學

者

11

其

達

ス

^

丰

目

的

1

何

ナ

ル

+

=

關

3

テ又ダ支

派

チ

生

セ

IJ

即\*左

1

如

3

方

法

ナ

IJ

最

上

1

目

的

=

7

ラ

#

ル

ナ

IJ

即

他

1

目

的

チ

達

セ

2

1.

欲

3

テ

設

二五

今 斯 七 1. 如 契 約 + 主 主 義 義 = 付书 4 訊 明 チ ナ 大 11 立 洪 上 = 耳 IJ 余 1 受 持

日本刑法

六

賠

償

主

義

五

豫

戒

主

義

四

防

禦

主

義

-

保

護

主

義

矯

正

主

義

-

威

儀

#

義

十五

課

目

外

t

其 其 其 主 其 其 其 1 ナ IJ 1 チ 張 六 目 五 犯 四 1 = E + ナ 的 罪 1 ス 71 賠 豫 行 防 主 保 矯 威 1 12 チ 為 禦 張 護 IE 者 儀 以 償 ナ 戒 主 主 主 主 士 主 ス ナ ス ナ テ 義 義 義 之 義 義 五 義 1 力 12-者 論 1 1 1 1. ラ 1 1 フ チ 省 11 1 ス 3 ナ 1 1 11 1 卽 先 犯 刑 國 x IJ 丰 社 ル が社 唯 豫 者 罰 人 > ナ 會 其 1 會 爲 保 1 ナ x 1 刑 犯 護 公 大 IJ X 111 罰 聚 要 人 = 人 ス Th チ 矯 + 科 チ ナ 子 チ ル チ 殺 R 置 懲 1 IE 威 揭 ス 害 戒 權 3 懼 # 4 ル 社 者 テ ス ス ス 2 サ. 善 × 會 + 擴 ル = ル ル 者 張 = チ IJ チ = 導 以 T T セ 3 1 テ 論 7 テ 光 ラ ラ 2 態 刑 Ų 1 之 為 ス ス チ 亦《必 法 15 將 目 x チ ル 之 1 的 1 爲 者 來 47 目 ラ Ą # ナ 社 V J. 的 ス IJ 會 3 チ ス 罰 其 ナ × ル = 償 者 IJ 大 # 同 ス ナ 1. チ ル 12

七七

死

刑

終

身

刑

チ

科

3

テ

犯

罪

者

チ

社

會

日

IJ

擯

斥

3

為 夫少斯 罰 其 為 = チ 必 七 ス # 將 要 1 ル 1 來 如 ナ 契 1 12 = 其 7 ル 約 1 豫 諸 約 刑 = 力 遏 說 洪 チ 義 ラ ス 各 履 = 1 ス 相 之 12 行 服 1 同 從 -ス 社 L T 3 會 刑 ル ス IJ 力 ナ 罰 1 ル 而 5 IJ ナ I 3 人 設 ス・ 1. 1. 亍 1 論 1 ナ 7 我 雖 約 ナ ス ル モ要 刑 y 12 3 1 法 者 ス A ダ 目 1 12 ナ 的 12 12 IJ 此 以 -者 ナ 目 刑 Q ナ E IJ 的 罰 11 L 1 1. チ 其 論 1 達 目 之 耐 ス ス 的 會 L 12 ル 11 者 =: チ 爲 同 背 保 ナ

有 期 徒 刑、懲 役、 輕 重 禁 錮 罰 金 拘 留 監 視 等 1 刑 チ 科 シ テ 犯 罪 者 チ 懲 戒

方

法

チ

以

テ

七

IJ

1

x 1 社 宣 會 告 ナ ナ 公 シ テ ケ 再 = 一同 2 テ -之 1 行 チ 為 公 衆 ナ = 示 シ 以 テ 祉 會 = 畏 懼 1 念

力

ラ

3

4

T

K

死

刑

其

他

ス

×

チ

生

七

3

以 テ 同 1 罪 犯 チ 再

十七

三七

持

ス

12

IJ

7

者

チ

\*

左

1

-

1

行

ス 凡 乎 此 1 同 外 以 7 刑 刑 今 1 如 犯 -ナ 土 社 法 洪 A 如 樣 + 罪 = ラ 會 ナ 講 重 チ + 1 者 種 ス = 第 義 刑 犯 + 第 3 12 現 チ = テ 罰 = 之 七 1 刑 罪 除 H 眞 問 1 1 チ = 示 t チ 口 題 科 權 1 付 刑 1 分 # ス 效 唯 衡 3 罰 1 デ ル 9 ラ 叉 之 驗 即 = 士 等 1 1 3 是是 或 チ チ 輕 刑 權 雖 1 制 七 現 重 所 罰 衡 ナ 1 要 定 爲 輕 1 1) 1 チ 3 大 # 頒 科 差 重 = テ ル 布 3 T 將 1 ス 1 = 罰 程 4 シ 來 本 ル 12 金 死 度 人 ル = 15 = 抑 科 輕 於 チ = L 料 重 11 何 テ 懲 27 其 等 P 1 1 犯 戒 輕 テ 如 1 1) 罪 3 乃 重 效 主 + 1 社 果 意 輕 或 1 處 會 程 7 + 所 = 為 チ 度 罰 為 12 日 チ 3 チ 豫 E チ = テ 12 得 1 加 畏 11 遏 E 徒 七 ~ 懼 = 1 ス 3 ナ 流 T ラ 12 セ

十八

3

=

4

ラ

二九

刑

ル

ル

罰

1

權

衡

チ

能

7

ス

ル

175

T

1)

刑

罰

1

權

衡

ナ

能

テ

刑

チ

七

11

刑

ル

者

1.

ス

然

12

=

性

命

チ

重

ス

ル

1

士

或

11

貧

者

#

薄

+

者

ナ

1)

故

==

肉

體

1

刑

1

如

1

苦

痛

ナ

覺

=

大

ナ

ル

^

3

故

=

將

來

ナ

豫

遏

ス

12

1

目

的

チ

或 獪 敢 12 事 恐 テ = 犯 苦 V 在 # 痛 チ IJ 企 例 チ ル テ 感 1 ^ 徒 -七 1 逐 魯 = ス 斯 = 却 西 死 刑 テ 亞 刑 其 チ = 科 身 == 起 處 ス 1 12 セ 何 築 虚 ラ 1 譽 無 效 ナ 堂 L シ 力 IJ チ 之レア 批 罰 1 士 ナ ス 中 ラ 又 12 -ナ 2 = 近 T ラ 死 或 來 > チ 以 H 此 1 死 本 テ 1 チ 1 如 ス 或 以 7 12 テ 地 死 如 潔 方 チ 丰 = t 15

充 刑 1 7 ^ 如 分 ス V チ = 牛 加 ル 4 達 之 悔 11 フ 12 各 セ チ T 悟 12 感 人 1 如 2 1. 却 ス + = 付 欲 テ 其 ル

t

非

常

效

驗

7

效

驗

實

其

痛

窪

チ

感

ス

12

者

ナ

13

蓋

学

役

11

堪

^

難

7

3

テ

草

心

ス

ル

7

1.

7

12

^

シ

又

多

分

1

財

產

チ

有

ス

ル

者

=

罰

金

科

料

1

乃,此

1

如

+

士

等

=

至

テ

1

其

最

学苦

3

丰

刑

1

云

ナ

11

終

身

徒

刑

1

如

丰

却

テ

ス

ル

者

七

r

ル

ナ

ラ

2

果

シ

テ

然

ラ

2

=

11

殘

酷

1

死

刑

叉

K

何

1

盆

7

7

2

1.

1 此 戒 x 付 衡 1 = チ 1 科 ナ 定 最 ナ 欲 1 1 於 何 テ 置 チ ス 長 如 丰 テ 圓 見 4 ル 七 定 + 12 短 可 旨 裁 以 7 V 1 制 12 L = 士 期 + 所 ナ 判 L 15 裁 裁 如 ル チ 為 補 官 何 多 判 1 力 t 1 ナ ナ 定 1 1 成 = 圓 少 官 望 科 ス x 種 七 自 以 此 他 4 ス V 11 = 鷺 下 等 最 1 4 類 3 由 可 可 言 ナ 或 × = 4 白 1 上 ル 7 + ス IJ 主 之 考 由 在 1 3 11 ナ L 乃 義 1 1 何 察 權 テ IJ チ 15 其 年 定 權 行 = 亍 チ 然 人 チ 特 刑 以 與 由 x 是 利 廻 フ 民 n 别 IJ 置 罰 上 可 チ ラ ~ = 1 力 與 何 デ 力 階 1 テ 1 3 各 所 サ 權 年 之 其 裁 ^ 各 ラ 級 以 爲 判 ンレ 衡 以 條 V ス 所 ナ 官 可 輕 テ F 每 ナ 唯 爲 設 N 何 重 各 定 及 力 1 = 1 4 15 處 其 云 最 充 人 其 ラ 人 L ナ 定 1 分 階 限 短 4 = ス ^ 12 性 當 內 何 x 期 = 級 = ル = 質 其 付 及 4 品 1 n = 1 P = 模 + 於 ナ 域 最 1] H 應 ル + 否 テ 樣 長 日 的 特 シ L 七 チ 設 期 權 1 本 别 テ 11 1 チ チ 裁 並 察 衡 T 4 1 刑 達 各 1 = 判 法 標 其 其 輕 S 3 ナ 法 七 刑 官 豫 罰 重 官 潍 間 定 權 3 2

MO

III 1

日本刑法

重 刑 則 第 T ナ ス 12 及 7 ス 犯 力 死 罰 此 智 4 1 ル 12 フレ 者 刑 愚 ラ チ チ 7 1 罪 チ 以 罪 賢 # 科 1 如 若。夫心 左 1 = 1. 所 テ 老 處 否 ス + チ チ 12 = 之 繁 為 窮 可 衰 列 次 ス 1 = 不 E 防 叙 第 知 由 力 チ ル + 罪 罰 的 ラ 用 ナ ナ 1 ス 七 ス テ 1 類 IJ 或 ス ス チ ソレ Ħ 2 シレ ル 達 チ 是 例 者 1 ル -的 チ 以 層 滴 ナ ス 要 チ 1 非 = 1. 殺 1) 稠 テ ス >> 12 常 ス 先 -害 殺 1 密 今 而 7 12 私 人 丰 大 第 ス ナ 刑 3 = J 罪 害 删 人 テ ラ 1 12 -\* 者 同 1 計 7 X チ 北 チ 1 = 殺 如 會 我 IJ 日 3 社 輕 12 害 或 1) + = 口 會 刑 重 7 大 其 人 大 法 力 ス = 1 ナ 害 害 社 及 上 滴 チ ル ラ 定 期 殺 者 會 刑 T チ ス ホ 类 七 20 輸 罰 ス 才 ナ = + 12 ス サ 12 罰 害 中 1 ス 七 = = 12 杂 1 權 チ 七 1 標 ス = T = 及 1 1 推 衡 ル 七 ル 1 亦 ホ 王 1 輕 日 1 1 T 者 殊 嚴 IJ 重 ス + ナ ル 頗 酷 チ = 11 11 チ 七 12 其 殺 嚴 ナ 其 定 1 ル 可

二十一

刑

大

害

+

III I

X

+

1

1110

ル

犯

此 第 者 合 人 逐 1 日 1 3/ = 未 1 1 耙 ダ 犯 悔 1-= チ 涿 各 傷 如 於 殺 悟 ラ 1. ル 犯 其 犯 チ テ サ 云 チ + # ス E 罪 輕 ナ 主 加 チ 1 25 6 12 12 2 淵 重 義 重 E ナ 人 同 ス 1 1 = 1 七 1 IJ = チ 1-ス E ス 3 = 度 1 テ # 生 故 殺 H 12 1 T 12 1 定 刀 # T E チ n ス テ = 1 量 + 可 或 IJ X ル 刃 惡 チ V 2 惡 重 日 4 力 1 念 F 1 11 チ 1 果 罰 隆 ナ テ ラ 中 4 # 1 ル ス 力 傷 IJ 刑 1 涂 1 ス 及 3 3 12 如 歐 確 例 罰 或 ナ 1 女 = ル 定 3 打 チ ナ 惡 思 ~ 1 アレ E 是 罰 念 科 創 ス 1 ス 1 1 E 傷 殺 未 增 ナ + 所 IF ス ル t 人 涿 IJ 1 1 E 為 長 1) # n 罪 如 1. 犯 1 テ 尚 T 1 12 3 雖 = 1 1 + 刀 人 11 -= 7 其 塲 + 然 未 T 1 ナ 1 チ チ 三 IJ 確 下 添 合 IJ 殺 太 7 12 叉 即 テ + 定 犯 = IJ ス = モ 未 其 旣 其 降 1 日 1 及 1 涿 度 其 涿 間 結 熙 3 塲 x 犯 實 犯 果 1 結 刀 旣 合 = 傷 從 行 果 逐 1. チ = チ = 罰 於 テ 下 犯 於 云 ス チ 1 刑 為 テ 起 1 テ E ル ス = 罰 降 塲 旣 前 1 ス ル 12

二十二

第

育· 芝尼 星 香 / 奎 各、生 草 尼

= 念 罪 怒 1 時 1 犯 情 罪 1 有 1 無 塲 年 所 犯 齡 敎 罪 育 者 1 7 度 交 犯 際 罪 ス 者 IL 計 1 資 會 等 格 性 1 質 如 犯 + 罪 種 \* 1 度 1 數 形 狀 犯

1 = 情 從 1 E 有 同 無 1 1. 行 11 歐 爲 打 1 創 雖 傷 E 刑 七 罰 ラ V == 輕 及 重 12 1 チ 丰 分 及 11 憤 廿 怒 ル 口 1 餘 力 1) 3 直 ス

輕 言 ナ 重 丰 ス 1 モ V 差 1 1 其 T 1-精 人 ル 神 1 七 罪 1 1 静 J. チ 犯 止 ス 七 大 年 + 12 酚 時 不 圖 = = 付 犯 他 テ 人 セ 七 1 3/ 未 所 E T 為 1 年 1. = 者 激 1 動 1. 其 J 滴 七 年 施 ラ 者 ス L 前 1 ル 後 刑 1

其

1

チ

害

t

3

如

丰

1

最

初

E

1)

顧

慮

熟

考

3

宁

爲

七

3

塲

合

1.

1

刑

=

輕

重

チ

打

チ

返

大

如

丰

或

1

叉

妻

1

姦

通

世

ラ

ル

1

=

當

テ

見

ル

=

忍

E

ス

直

チ

7

之

憤

怒

1

思

慮

=

於

テ

P

1)

再

問 力 1 此 ブ ラ 而 = ス 若 著 3 デ 裁 3 該 判 + 被 例 官 告 1 女 人 ナ ル 幼 4 七 小 1 L 被 1 日 1) 告 七 多 人 然

力

七

能

之

7

知

テ

其

副

别

チ

立

テ

#

11

व

チ

尋

問

ス

12

=

17

先

當

人

敎

育

1

有

無

チ

日本刑法

别

=1

刑

チ

滴

施

3

=

叉

敎

育

1

度

=

至

テ

二十三

111111

HILL

次 竊 之 思 小 ナ ナ 11 チ 水 11 增 重 能 慮 1 取 例 12 = チ 人 ル 所 教 人 犯 減 輕 ス チ ナ 17 11 チ 大 育 罪 以 戀 硘 ナ 見 ス 1 ス ル 者 如 テ テ 換 我 ナ 耳 ラ チ ル ス 其 刑 几 受 1 1 丰 七 3 ル 3 == 性 塲 刑 法 次 4 丰 明 テ 干 4 質 第 叉 姜 事 合 行 ル 1 壬 = + 犯 恕 之 從 使 -言 1 七 -= 1). 罪 就 北 テ 百 ス 是 子 1 チ 3 チ 重 者 可 ナ 非 輕 刑 及 Fi 聽 テ 15 義 條 1 + 1) 丰 親 17 七 7. 12 7 資 之 多 恶 3 # チ ナ 七 -モ = 格 小 加 於 1 狡 七 殺 = チ 1 1 亦 辨 其 T 反 猾 ~ 1 デ 七 ナ 3 # IJ ナ 程 此 3 通 官 同 + 3 3 樣 故 居 度 犯 常 吏 者 テ 12 ル 12 漁 者 罪 人 其 普 = 1 ナ 如 ル チ 前 得 管 通 如 獵 異 者 1 七 ナ + 刑 掌 者 夫 1 ス 1 + 1 = 12 1 資 然 其 平 1 ナ 七 = --1 1 1 人 之 其 如 格 係 廿 情 \_ ル 丰 12 等 犯 丰 1 殊 12 目 チ 11 ル ---= 之 子 重 罪 目 1] 可 由 チ 文 丰 = 書 官 加 = チ 力 ル 1 惡 1 = 11 罰 其 親 吏 由 重 ラ T 4 フ チ -犯 T 1 儒 1 テ 17 ス 1 可 1. 3 則 字 罪 造 方 後 害 財 云 ス 1. 牛 其 產 者 フ 3 チ ナ 1 12 TE ス E 必ス 視 双 刑 及 直 五 1 11 チ

二十四

川田

三五

三五

重

4

三四

七 塲 以 易 類 其 位 1 7 言 身 テ 次 テ 間 3 是 所 渡 分 他 置 " E 前 + 其 = = 否 ス 職 種 重 = 3 犯 付 者 在 ラ 1) 業 X 丰 輕 テ 1. (六)次 皆 之 罪 # 等 重 テ テ 丰 11 チ 其 以 其 1 1 1 チ 七 チ ル 11 必ス之と 或 程 定 丰 刑 防 大 時 テ = 七 度 重 1 罪 從 チ 7 = x ----11 # 重 其 付 無 テ ナ チ チ = 17 チ 情 之 犯 效 定 重 力 難 テ 記 7 ル チ 刑 可 3 7 七 チ ス = 七 4 12 書 輕 + 力 可 後 異 輕 歸 = 7 ル 重 處 ラ 者 間 = 7 1. ス 力 ル = 再. 可 付 1 ス ラ 11 ス ス ル ス 1 乃 之 罪 差 = 例 力 テ ス ル 11 コ 九 犯 再 大 如 ^ チ チ T チ 1-ラ 1 次 犯 定 罪 四 丰 輕 1 T == ス 1) 之 必 然 貴 3 = x 1 =1 17 1. 則 族 犯 難 # 度 其 要 IJ 3 七 チ チ從 1 罪 サ テ 數 度 記 7 ル T 罪 者 例 可 3 來 = チ ス ル 12 從 重 其 1 テ 力 チ 口 ^ ル 七 犯 交 之 1 テ 力 ラ 人 X = = 夜 刑 1 ス 1 3 際 ラ チ ル 1 乃如 品 防 分 1 者 ス八八 チ 3 及 ス 念 輕 テ 行 ル ル 7 11 11 其 灭 罪 犯 社 罪 重 チ テ 1. 13 者 裁 罪 犯 易 チ 刑 記 丰 會 チ 犯 畫 判 者 罪 丰 定 " = チ ス

12

日本刑法

於

1

チ

3

夜

其

1

チ

第キトル重刑 四モナニチ罰 ノル標定ノ 、可準ム輕

1

体

1

風

ナ

1)

1.

ス

記

七

ス

3

テ

無

效

=

屬

ス

12

塲

合

11

犯

罪

1

時

犯

罪

1

十六

第 塲 所 四 被 告 人 1 職 業 等 ナ IJ 1 ス 11 同 等 1 犯 罪 1. 認 L 可 + 行 爲 1. 雖 社

安 第 盛 -第 幸 -福 第 チ 害 1 ス = 於 ル 最 テ 大 ナ ル 七 1 11 最 刑 别 チ 嚴 酷 = 七 # 12 會 可 力

性

ラ

ス

其

安

盛

幸

福

チ

害

ス

ル

1

度

均

3

丰

七

1

1.

雖

容

易

=

3

テ

犯

ス

二

1

チ

得

ル

質

1

行

爲

11

之

チ

豫

防

大

ル

\_

層

嚴

密

ナ

IL

チ

要

ス

從

刑 쀎 チ 加 重 七 4 12 可 力 ラ ス

デ

譬

^

13

人

1

煙

草

入

チ

チ

重

17

t

廿

12

可

力

ラ

刑

チ

輕

17

ス 是

刑

罪

1

目

的

11

犯

罪

デ

將

來

=

防

遏

ス

12

11

其

刑

チ

重

7

3

叉

大

害

T

12

犯

罪

七

容

易

17

犯

3

得

サ

第

五

刑

罰

加

重

ナ

12

七

1

及

鰋

眛

ナ

ル

理

由

チ

以

一

程

度

チ

失

ス

12

七

盜 ス 心 L 竟 力 如 ス 丰 ル 1 11 牛 3 馬 Ħ 安 チ 验 添 幸 111 腷 石 燈 チ 害 籠 ス 盜 12 大 者 ナ ル 七 1

チ

1

日

1]

罰

---12 性 T 質 L 1 13 + 七 1) 1 1 其

三六

三七

第キトル重刑 五モナニチ罰

> 質 チ 晚 記 t 3 2

ル 13 至

12

1

シ

性

刑

罰

1

目

的

チ

達

ス

12

-

其

效

力

チ

有

セ

ス

却

テ

社

會

チ

3

宁

殘

忍

第 TU 日

五 = 屬 ス ル E 1 1 刑 罰 1 權 衡 輕 重 チ 定 L 12 = 於 テ 此 11

官 七 司 1 法 1 官 何 等 1. ナ = 闊 ル 七 T ス 1 將 -洪 來 意 同 ス 樣 可 1 + 犯 事 罪 柄 チ 1. 未 云 來 フ

上 1 犯 罪 者 = 科 ス ル 刑 罰 1 程 度 = T 其 防

權

衡

チ

得

#

12

可

力

ラ

ス

僅

一路

傍

=

小

便

ス

12

者

七

獪

林

錮

=

處

ス

ル

如

丰

T

ラ

1

其

普

酷

1

致

ス

處

或

1

犯

罪

者

チ

將

來

=

防

7

7

1

ナ

L

1

E

其

實

然

ラ

ス

此

1

如

丰

輕

丰

罪

=

重

+

刑

チ

科

日本刑法

遏

セ

3

4

ル

チ

U

テ

目

的

ŀ

ス

然

ル

五

1

塲

合

1

唯

女立

法

ナ

ラ

ス

凡

刑

罰

ナ

ル

1

第

一、二、三、四

1

塲

合

1

H

本

刑

洪

-

於

テ

最

七

必

要

1.

ス

ル

所

=

3

テ

當

第

程

1

二

1

ナ

4

L

1

E

聊

力

心

得

置

7

可

丰

二

1.

ナ

ル

チ

以

テ

=

講

述

ス

前

必

要

1

云

7

此

第

ス チ 得 ソレ 1-12 丰 七 1 17 社 1 會 如 人 7

二十七

三七

三六

-

外

隱 之 期 輕 テ 其 民 至 テ L 11 ル 罪 之 DU 蔽 餘 斬 犯 11 = 27 L チ · 藩 者 年 ナ 1] IJ 祭 罪 至 却 3 チ 若 寬 內 1 下 華便 テ 是 1) ル 12 = 罪 數 犯 維 ナ 女 處 人 打 = チ = #== 狀 以 依 IJ チ 民 新 罪 七 3 12 者 テ 刑 テ 之 增 前 1 テ ラ 犯 窈 發 奸 見 3 人 或 チ チ チ V ス 覺 科 以 徒 惡 智 及 4 ル 1 ル ル 者 藩 所 テ 3 チ ス = ス T ル 4 三 結 嚴 者 1 長 テ 1 1 ル 11 ル 犯 賭 念 4 刑 T 斬 制 金 E 二 七 叉 黨 博 罪 數 必 及 チ F = ル = 絕 萬 盆 賭 テ T ス ŀ チ ス = ル 圓 設 博 チ 不 ナ 斬 處 3 丰 ル 12 愛 者 ナ 良 シ 七 七 4 七 チ 1 1 詐 實 其 聚 憐 ラ ナ ラ ナ 1 12 丰 欺 徒 效 1 人 力 ス 1 ル L 1 11 情 取 公 爲 者 金 及 11 チ 丰 1 12 若 財 奏 聚 可 1) x チ 15 チ 1 11 及 此 罰 起 出 干 却 丰 ス 11 = 爲 之 圓 亍 金 4 サ 1 3 窈 ル = 月 身 左 嚴 x 如 1 ス 答 = チ = 蔽 處 丰 刑 金 至 1 \_\_ シ 犯 -1 樂 塚 嚴 千 1 ラ ナ 7 4 E セ T 譽 Ξ 刑 其 有 刑 嵡 如 人 チ 17 ラ 建 犯 效 餘 11 丰 左 1 3 チ 子 L 多 再 圓 受 テ ナ テ テ 加 = チ L 之 懇 由 却 犯 失 1 4 ス ^ 7 1 得 刑 者 1 及 チ テ ス =

三九

彼

1

俗

人

社

會

=

行

1

ル

1

成

ル

可

17

1.

力

不

都

合

1.

力

云

フ

文

字

1

如

丰

其

二十九

瞭

ナ

ル

調

チ

用

^

裁

判

官

11

其

明

條

-

由

IJ

テ

滴

當

ナ

ル

刑

チ

科

ス

ル

チ

要

ス

廿

12

=

於

テ

1

盆

刑

쁿

1

目

的

チ

失

ス

ル

=

至

12

故

-

刑

法

11

-

言

=

3

テ

明

チ

死

2

2

I

1

ナ

欲

3

不

本

意

1

所

爲

チ

行

フ

=

至

12

況

2

+

犯

罪

者

ナ

罰

七

・チ

受

7

12

=

至

12

兎

角

人

11

僥

倖

チ

企

ツ

ル

七

1

=

3

テ

罪

チ

犯

3

テ

萬

刑

1) チ 分 接 我 1 力 ス ナ 刑 1) 12 法 勅 = 任 至 官 ラ = > 優 故 = ル 刑 月 罰 給 其 ナ 輕 IJ 丰 1 云 チ 失 . 7 心 1 ス 算 ル モ 日 亦 IJ 弊 3 害 デ 罪 ナ チ 生 チ 分 犯 ス 廣 ル ス 者 力 T 其 1 ラ ナ 踵 3

詐 防 1 欺 チ ス 嚴 取 12 財 = ---及上窈 1 ス 輕 ル 盜 重 力 故 犯 1 度 1 = 此 如 チ 憂 丰 得 刑 ナ # 力 12 最 可 12 短 力 ^ 最 ラ 3 重 心 ス 且 期 竟 其 ス 充 刑 ル 1 == 刑 腰 罰 昧 1 =

不 利 チ 與 フ ル

七 1 ナ 1] 叉 明 文 良 法 7

屬

目

冤 L 無 罪 人 モ 12

七

三九

三八

罸

之

チ

施

行

ス

12

方

法

==

其

當

チ

得

#

12

1

丰

11

罪

人

モ

刑

チ

的

チ

達

セ

>

ス

11

7

1

1

世

人

チ

3

テ

最

七

7

頗

フ

ル

豫

能

15

#

12

所

以

ナ

IJ

以

L

述

ル

所

1

刑

法

ナ

12

文

字

1

義

解

+

+

3

刑

洪

L

日

1]

牛

ス

12

權

利

義

務

1

性

質

之

=

違

背

ス

12

1

丰

1

科

ス

1

丰

制

裁

卽

刑

罰

等

1

事

チ

說

丰

及

4

m

刑 不 1) 品 1) 如 テ 1) 叉 1. 其 闘 敬 例 域 11 雖 判 犯 公 惡 1 3 1 之 目 安 然 行 テ チ 11 的 以 其 七 初 チ T チ 害 運 チ テ 1 ス \* V 其 達 用 問 1 テ 11 ス 程 ス 必 口 人 ス E 12 度 侮 1 ル 民 ラ 12 = 言 明 唇 云 人 1 大 = 瞭 安 之 罪 フ フ = 1 寬 學 验 及 文 ナ チ チ 字 識 罰 ナ 以 ラ チ 12 # 熟 テ 保 ラ 1 3 3 練 論 如 惡 ル y ス 1 嚴 字 丰 1 行 ス 1 3 句 士 敢 ナ ナ T ル 1 同 ナ テ チ 4 如 チ ラ 用 惡 4 得 ス + シ L 常 意 如 11 7 土 V 1 其 其 何 必 = T 12 11 公 效 程 好 IJ ラ 13 = 最 度 結 平 + 刑 3 ス 思 之 定 果 法 ナ 丰 = 治 ラ 4 チ ル 七 11 ナ 可 現 罪 罰 P サ 1 チ 法 要 丰 . 10 七 ラ 12 1 サ 明 ス 七 七 ス ス ス 美 右 故 1 1 Im 12 二

三十

ナ

=

ナ

第二章 犯罪者ノ資格

四〇

四

1

1.

ナ

3

=

刑 他 七 3 3 A = 7 士 15 = 洪 注 助 テ 1) デ 禁 犯 於 其 ナ ラ 意 刑 刑 右 罪 テ 1 1. 目 ス 9 ル 實 可 法 法 1 1 犯 的 ス 七 12 ス 證 体 1 1 能 所 罪 將 ^ ナ 3 チ 實 實 明 為 者 達 來 丰 = 7 1 11 付 体 体 思 1 1 ス = 1 大 チ 2 單 之 資 料 作 同 前 丰 力 = = 12 1. 之 -格 樣 旣 3 T P チ ス 二 思 故 刑 戒 ラ ラ 即 ナ = チ E 1. 刑 能 述 講 廿 法 1 老 ス 3 ル 1 之 所 述 婆 所 ナ x 省 1 ル 洪 11 サ 爲 謂 七 心 ナ 12 チ 及 力 2 F 字 爲 ナ IJ 刑 1. > チ 1 11 12 > 義 欲 塲 以 法 責 力 而 故 ス 力 1 合 如 シ テ ナ 1 1 任 ラ = ス 3 舍 意 テ 其 此 及 ル チ 11 3 7 12 蓝 之 之 七 思 定 凡 大 等 文 4 L 戒 字 ナ 刑 要 ス チ ル テ 1. 1 4 講 罰 1 法 チ ノイ 4 + 12 七 12 7 要 t 目 述 述 諸 ル チ = 七 1 亦 ンテン 素 之 的 # 設 君 1 7 ス ^ 1 此 子 及 力 洪 チ チ == ル ル 能 禁 學 明 主 者 T 刑 本 ---12 3 義 當 題 セ IJ 罰 ナ 通 日 17 1 = ン一郎が内 去 IJ 人 IJ 論 3 = チ 2 人 チ 故 講 外 科 諸 偖 日 及 1 = V 欲 君 窮 = ナ 是 於 本 11 ス 12 犯 積 刑 刑 ラ テ ス 12 1 ス = 3 罪 法 法 特 論 止 ル ス IJ ---11 12

十一

四〇

第 用 之 1 所 ス チ \_\_ 罰 為 可 原 丰 七 チ ス 來 ナ # 郇 犯 1. ス 罪 犯 1 1. 意 罪 所 to 為 意 1] ナ 今 思 丰 チ ナ 行 時 1 為 犯 叉 3 罪 及 1 21 其 意 行 ル 意 爲 思 T 白 1 1. 1 不 併 併 由 能 存 存 = 力 出 セ ス 者 廿 テ 12 塲 女 # ル 塲 合 12 12 塲 合 1. = 合 1 半 チ 大 116 11 刑 别 此 3 法 刑 テ 洪 ---\_ 於 チ 1 適 テ ス

三十二

第 第 1 = 能 能 七 力 外 力 物 者 者 1 ナ = 刺 3 IJ 衝 デ 1 雖 若 === 其 力 3 犯 1] 七 其 11 罪 犯 所 チ 罪 得 為 = ス チ 付 E ナ 养善 ス 1 恶 3 意 1 際 = 判 = 反 斷 其 3 力 デ 能 チ 其 力 颐 行 チ 起 晚 為 七 廿 起 チ ナ 3 3 4 3 壤 合 牙 12

11 塲 合

# -塲 IL 縳 合 合 11 其 ナ 1) 何 是 V 等 + 1 ル 之 = 力 ナ 罰 1 11 ラ ス 心 竟 其 人 力 其 所 為 = 付 責 任 ナ

ス ル 七 刑 法 1 目 的 チ 達 ス ル コ 1 能 ハ

意 = 7 ラ 计 ル チ 以 テ

愼

11

戒

2,

12

1

1.

チ

得

#

ル

7

1]

我

刑

法

=

於

テ

11

其

第

DU

章

=

於

テ

是

等

ス

行

為

者

之

チ

將

來

=

順

V

2

1.

ス

ル

七

素

七

IJ

근

1

有

七

右

1

四三

IJ

塲 合 ナ 規 定 シ 3 1) 以 下 順 次 之 チ 講 述 七 2

第 原 來 犯 罪 所 爲 チ 為 ス 七 1 不 能 力 1 塲 合

其 -未 T 年 者 チ 論 ス

記 日 V n 載 本 ŀ 力 刑 如 セ 七 法 我 + IJ 刑 法 英 15 法 國 未 文 現 ナ T = 7 行 於 年 唯多判 テ 1 者 刑 1 11 明力二 决 法 # 例 11 1. 第 何 = = 歲 關 七 3 以 + 1) 3 九 刑 F テ 法 1 條 1 者 L. 第 = 責 於 チ 七 以 + 任 テ デ 九 之 ナ 未 條、 丰 ナ T 八 者 明 定 チ 年 + 條 定 セ 1 八 1 4 ナ 其 ス + ル 條 1 200 ŀ 條 111 云 文

罪 得 11 1. 情 チ 即十十 犯 狀 ス -1. -日 丰 IJ 歲 + 滿 以 -+ 下 歲 六 1 者 歲 = 滿 11 = 其 過 及 サ 罪 丰 # チ ル 論 者 12 時 11 七 其 + 間 之 罪 12 チ チ 二 懲 論 1. 治 七 知 監 ス 12 但海滿 = ^ 3 留 唯 置 八 滿 歲 ス 八 以 12 歲 上 = 以 1. 1

上

1

者

1

情

狀

=

日

IJ

滿

+

六

歲

=

過

丰

#

ル

時

間

懲

治

監

=

留

置

ス

12

=

1.

P

V

1

七

其

1

單

=

徽

治

ス

12

=

止

T

1]

重

罪

輕

罪

違

警

罪

チ

熟レ

=

E

屬

ス

12

日本刑法

者

日

チ

三十三

四三

四二

=

ナ

=

次 各 其 六 罰 情 罪 故 若 \_ 3 七 國 等 口 能 歲 3 = 3 狀 4 1 チ 刑 チ 力 以 辨 = 或 + 犯 = 12 = 法 減 讓 上 = -别 由 1 ス 1. P 1 4 於 ス -之 歲 1) 否 T ラ 1. 表 4 テ + 13 滿 12 チ 日 # 1 + 我 發 チ 歲 罰 ij テ -= 滿 L チ 刑 取 1 達 + 犯 + 審 = + 七 1 洪 デ 七 满 六 之 # -1 歲 案 3 1 之 # 七 歲 4 歲 チ 12 及 = シ 未 1) チ # ル 以 以 過 辦 七 V ル 示 次 丁 所 7 デ ル 1 丰 别 E テ 年 # 1 T 1 1 + 刑 モ + サ ナ 者 第 1 者 罰 2 ル ス 1 六 1 ル 八 之 其 = F チ 1 聯 歲 1 3 1 關 以 欲 + 辨 刑 チ 罪 間 テ 云 = ス ス デ 法 審 别 之 犯 满 チ 7 條 殊 L 上 案 力 宥 女 可 12 テ シ 點 1 ナ 更 1 1 恕 懲 大 廿 力 4 1) 責 有 E = 治 3 = 12 ラ ル ル 付 聘 此 其 任 者 塲 無 テ 者 サ 1. 間 罪 條 丰 T 本 チ 11 -丰 11 ル 裁 審 刑 留 其 チ チ IJ ナ = > 切 講 宥 判 目 查 置 其 所 1) 1. = 迫 官 瞭 恕 定 ス 3 罪 爲 第 ス 然 等 七 3 4 3 デ 是 八 12 チ 12 ナ 然 3 テ 在 或 チ 論 非 + = 7 本 3 1) 減 セ 條 ラ チ 11 1 1 チ 以 先 刑 多 滿 之 辨 シ ス ス チ = テ 少 十 1. 得 但 m チ 别 = 4 日

四四

四五

日本刑法

左 = 表 チ 揭 4 テ之

チ

示

#

ル

爲

7

十二歲以下 無

満罪十 六歲二 一過キ サ

ル間懲治場

一留置 スルコトラ得

有 但 一罪 等

未 丁 年

(八〇條) 十二歲以上 下

輕

罪 罪

其處爲是非ヲ辨別 、其處爲是非ヲ辨別

ス 七

11 11

1 1 + +

#

無

罪

重

遠 警 罪

有

二罪

但

等

減

重

滅

斌

以以下上

有

罪

輕

罪條

竟 チ 以 未 T テ 年 諸 者 君 11

前

回

1

講

義

=

於

デ

未

J

年

者

1

表

チ

揭

4

34

第

五

回

1

年

者

1

3

1

チ

T

知

セ

ラ

V

3

ナ

ラ

2 力

必

日本刑法

1 旣 コ - 19 = 刑 ナ 前 法

表

1

E

未

三十五

三七

蓋 未 决 由 者 惡 テ 如 英 T 例 判 如 IJ = = 17 年 斷 國 刑 造 何 = テ 3 據 刑 之 洪 1 テ 1) ++ 十二年以下 ナ 四二 能 尚 E 法 力 年年 V 12 シ 以以 青 力 社 1 1 力 1 11 下上 不 左 任 責 ナ 會 日 チ 無罪 先ッ無罪 表 文 1 任 丰 參 1 本 法 1 有 者 考 進 刑 チ 輕 重 罪 罪 如 ナ 步 法 無 負 即能カラ具フ 1 ス 輕罪 重 丰 刑 時宜 ス ル 1 罪 常 チ 1 ル ナ 法 力 定 他 七 チ ル 能或 = = 力ル 上 故 IJ 必 國 = # = 2 ア輕 IJ 12 無 於 1 要 有罪 = = リ罪 12 ル = 1 7 罪 h 責 年 1 テ 比 力 七 認除 明 齡 ムク 任 1 力 故 シ 1 ス ルノ ナ 他 トキの料裁判 テ ナ = ルト 1. = 由 1 E 云 盛 シ シ 丰 有官 英 IJ 出 ナ 1 H テ 國 來 於テ 云 年 責 及 ナ 齡 ^ シ 任 然 K ル ル 1 羅 道 如 7 V 有 馬 理 何 1. 1 無 = = ナ 七 Ħ 於 基 今 チ 賞 IJ 定 テ 替 種 丰 1 未 x 1 能 H 七 果 力 丁 1 ス 12 年 3 判 善 T

三八

三九

判

上

=

於

テ

甚

及

心

要

ナ

11

七

1

=

3

テ

未

T

年

者

11

假

令

其

情

チ

知

ル

1.

雖

T

或

12

所

為

ナ

+

以

E

11

之

チ

論

セ

ス

但

大

人

=

至

y

テ

11

旣

=

其

情

チ

知

テ

二十 一十年以下 有 罪

但 例 外ナ

テ 11 未 T 年 者 爲 ス ^

英

國

刑

法

=

罰

七

#

ル

ナ

IJ

何

1

ナ

V

1

未

T

年

ラ サ ル 義 務 = 背 丰 4 ル 時 17 之

=

異

IJ

例

^

1

人

ナ

殺

然

V

1

七

爲

ス

^

力

ス

^

力

ラ

#

ル

義

務

ナ

破

り

及

ル

時

1

如

7

叉

架

橋

1

義

務

ナ

破

ij

女

12

聯

1

得

^

丰

七

1

ナ

ラ

サ

V

11

ナ

4

如

+

之

チ

罰

セ

#

12

七

1

1.

ス

故

=

未

T

年

者

1

犯

罪

人

チ

隱

庇

ス

ル

1.

雖

1

七

通

常

之

チ

뗆

七

ス

盏

3

之

チ

政

府

=

告

發

ス

ル

1

義

務

ナ

丰

チ

以

テ

ナ

IJ

只

其

故

意

チ

以

テ

之

チ

爲

3

及

12 塲

合

チ

問

ブ

T

1

-

如

シ

何

1.

ナ

V

11

此

塲

合

=

於

テ

11

爲

ス

^

力

ラ

#

ル

=

1

ナ

爲

シ

4

ル

ナ

以

テ

ナ

IJ

此

品

别

15

實

地

裁

者 丰 義 11 務 固 目 チ 爲 IJ 為 ス 可 丰

# 1 ル 1 義 務

塲 合 = 於 チ テ 負 1 之 11 セ チ

三九

三八

未丁年 羅 其 抑 叉 之 チ 設 能 T 馬 羅 チ 力 未 4 法 馬 為 第 + 第 廿 T 第 法 チ ス 二期 年 丰 折 期 1 12 期 1. 者 = 衷 品 七 丰 十四年以 滿七年以上 滿七年以下 不 由 チ 别 3 1 都 3 之 1 12 及 合 デ チ 更 12 ナ 無罪 以 刑 前期 罰 ナ 後期 E 3 テ 法 新 17 1 ス 満十 满 十年六ヶ月以下 十年六ヶ月以上 社 只 L 奇 1 12 七 會 1 能 如 = 力 四 华 責 出 力 1 年以下 故 3 以 進 任 左 者 " = 上 步 此 チ 3 1 12 無罪 裁判官ノ認定ニ 負 羅 盟 不 ର 力 ス 能 馬 如 别 1 ル 力 3 法 7 チ = 者 1 日 從 知 4 本ツ 品 本 ~ ラ 1 12 7 未 刑 别 # チ J 法 盟 T 1 ナ 12 年 昌 别 能 モ ^ 亦 者 解 力 ス 11 多 七 ラ 1 # L 小 云 ス 12 2 11 英 足 ブ 11 單 或 T. V 法 IJ 1 3

日〇日

四

ラ

#

ル

ナ

y

-20

太

撤

去

妖 卽 丁 チ 年 置 手 L 能 者 1 1 力 チ チ T 以 裁 罰 7 判 セ テ V 適 官 11 2 之 當 = J. 3 七 1 チ 罰 デ 1 ス 能 併 智 シ 欺 識 能 3 充 力 取 ナ 分 財 力 ナ 4 ナ 1 ラ 如 實 ラ L 際 # 丰 1 刑 之 11 ル 宜 1 1 チ 罰 3 目 + 的 7 七 18 之 其 サ チ 達 間 チ ル 問 = 力 ス 故 細 ナ ル 密 ナ 可 力 爲 1) + ナ ナ x 12 盟 1) -

ス 是 11 統 12 L 或 計 力 家 如 1 寬 1 + 刑 說 15 賢 1 チ 聞 媒 明 介 7 + = 11 チ 判 為 E 官 ス 7 刑 ナ チ 罰 得 丰 表 4 チ 知 12 チ 後 ラ 見 = V 2 非 + 1 # 然 未 V V T 11 年 1 到 モ 者 底 未 = 犯 望 T 年 罪 4

者

ナ

^

力

者

多

慥

+

12

t

1

ナ

IJ

4

或

3

1.

能

11

廿

ル

事

ナ

ル

チ

以

テ

其

犯

罪

者

チ

罰

ス

ル

F

亦

可

ナ

IJ

叉

寒

暖

1

度

=

由

IJ

本

邦

1

如

+

=

+

歳

V

テ

1

-

等

チ

減

ス

ル

抔

云

フ

如

+

1

其

滴

否

甚

4

不

國

1

刑

法

=

八十

=

歲

1

者

=

ハ强

姦

1

罪

チ

負

15

七

ス

1.

雖

1.

T

是

叉

實

際

或

未

别

三十九

四

四〇

凡

刑

罰

1

目

的

チ

達

ル

之

チ

罰

ス

ル

モ

其

効

ナ

論 ス

第 律 + 喪 七 為 日 L モ 失 + 白 7 1 × 瘖 八 痴 ナ = = 哑 因 條 及 L 11 者 其 白 1) 1 11 罪 テ 瘋 痴 白 所 是 癲 痴 為 チ 1. 犯 非 瘟 1 認 = 癲 結 シ 關 チ 4 女. 瘖 辨 果 ス ル

所

1

瘖

ሞ

者

1

如

+

11

之

ル

T

1

ナ

IJ

其

條

=

日

1

品

者

1

如

+

11

之

チ

罰

七

チ

知

ル

者

=

T

ラ

#

L

11

四十

四11

四三

知

覺

精

航

1

不

充

分

ナ

ル

=

至

IJ

シ

E

1

=

3

テ

白

痴

1.

4

來

1

無

知

覺

者

==

3

テ

俗

1

所

謂

馬

鹿

ナ

IJ

叉

瘖

哪

者

1

11

所

謂

つ

h

ぼ

=

シ

テ

意

思

チ

通

ス

12

7

1.

能

11

#

12

モ

1

チ 云

フ

瘋

癲

ナ

ル

E

1

11

畢

竟

普

通

1

能

力

T

ル

人

力

或

12

病

氣

叉

1

或

ル

原

由

三

IJ

情

狀

==

E

9

玉

年

=

過

+

#

ル

時

間

之

チ

徽

治

塲

=

留

置

ス

ル

コ

1

チ

得

ル

1

t

ス

1

叉

第

八

+

-

條

=

罪

チ

犯

ス

時

知

覺

精

神

1

别

t

#

ル

者

11

其

罪

チ

論

ル

時

11

其

罪

チ

論

セ

ス

但

チ

罰

七

ス

卽

4

我

刑

洪

ス

日

本

=

於

テ

七

亦

法

第

生

涯

瘟

癲

1

者

T

IJ

又

或

ル

時

限

IJ

第

精

神

錯

亂

七

ス

3

テ

所

謂

白

痴

ナ

ル

者

7

IJ

生

V

ナ

發

達

七

ス

善

惡

1

判

斷

チ

知

ラ

#

ル

者

T

1)

第

精

神

1

機

關

不

足

3 ナ

ラ

五

咸

不

足

1

爲

×

=

ナ

+

ス

1

甚

4

困

難

=

3

テ

唯

部

分

=

於

テ

瘋

癲

1

爲

ル

ナ 以

テ

之

チ

决

定

セ

ル

容

易

第

種

者

毎

朝

A

1.

力

風

雨

叉

11

赤

色

1

七

チ

見

テ

直

=

瘋

癲

1

為

ル

者

ナ

1]

而

3

テ

其

間

=

働

+

シ

事

抦

13

常

=

責

任

ナ

丰

T

1

1 チ

ス

第

3

種

右

第

種

1

常

1

瘋

癲

者

1

1

何

時

七

刑

法

1

責

任

ナ

丰

E

也

者

T

IJ

第 六 回

前

回

=

1

白

1

ナ

ル

E

1

ナ

ル

=

1

チ

述

シ

力

其

瘋

踲

ナ

ル

T

=

數 種 瘋 類 癲 T 1) 痴 如 何

間 =

狂 癲 ス 12

者 T

IJ

ラ =

テ 能

力

判 力 斷 1 能 力

四三

四二

四十

1 例 付 偖 ス 1 1 ス + 否 + 瘋 但 ナ 1 吟 癲 ル チ 其 12 1 决 力 味 11 時 者 = 窈 之 ス ス 病 T T 盜 ル 12 チ SH 1) 1 ラ 時 -11 存 妖 ス 狂 容 11 見 ス 卽 2 易 實 ス ス 此 12 手 7 ル = 時 L 金 1 者 業 識 11 如 錢 = 别 容 T = 働 上 丰 易 1) T ス 丰 者 1 ラ 12 1 = 事 3 1 云 サ = 識 雖 コー == 難 フ 别 ル 關 1 T ナ 1 = ス 普 = 3 裁 1) 付 付 12 叉 通 判 テ 頃 チ テ 婦 11 醫 醫 H 得 刑 1 11 横 學 師 責 法 12 = 上 溶 力 チ 任 對 1 裁 日 シ 如 青 チ ス IJ 判 テ シ 冤 任 ル 診 云 所 事 1. 力 7 斷 フ 雖 = ル = 12 t 見 セ 七 + 於 1 其 3 ^ 事 T テ 1 瘋 x 3 實 瘋 1 1

四

十二

决

F

癲

四四四

1

盜

賊

ナ

1.

1

僅

1

利

益

ス

ラ

+

+

破

疊

チ

窈

4

如

丰

拙

ナ

ル

事

11

ナ

サ

ス

筠

ナ

或

ル

所

1

破

L

疊

ナ

窈

取

セ

3

1.

云

フ

事

柄

日

IJ

3

デ

推

測

チ

ナ

シ

通

常

平

7

次

=

狂

セ

シ

者

ナ

4

1.

五

フ

而

3

テ

北

事

實

1

判

然

セ

シ

7

1.

1

云

取

ス

ル

-j-

L

11

4

小

3

金

=

ナ

12

物

品

チ

取

1)

及

1]

3

=

左

1

+

丰

11

是

L

平

1

四五

癲

=

近

及

自留

3

若

3

E

惜

ナ

12

精

神

チ

以

宁

洪

庭

=

出

頭

3

牙

ラ

2

=

1

充

ナ

3

證

明

チ

王

為

ス

J

1

+

ラ

2

1

雖

七

不

在

1

者

1

對

審

ス

リレ

1

文

諮

人

チ

呼

出

3

テ

其

眞

否

チ

謻

ス

12

H

1.

チ

t

得

#

12

道

我

1

其

執

行

チ

停

11-

ス

何

1.

ナ

V

1

凡

瘋

癲

ナ

12

者

1

我

身

チ

留

守

-

セ

3

=

同

1

+

3

故

チ

以

テ

其

裁

判

チ

中

JE:

ス

若

3 言

渡

1

後

=

於

デ

瘋

癲

7.

爲

IJ

3

者

狂 也 ス 3 者 ル 者 ナ 7 1) 如 ा 牛 1 亦 裁 判 是 ナ 天三 IJ 由 IJ テ 刑 チ 死 L 及 1] 是 V 其 著 例 ナ IJ 1

盜

= 狂

犯 ス 時 知 覺 精 神 子 備 フ 12 七 其 前 後 = 於 テ 錯 亂 3 及

斯 ル 1 ナ 以 如 テ + 普 11 通 其 1 有 例 罪 + ナ 1) 12 1 = ス 1 何 加

瘋

猫

ナ

12

七

1

15

恰

E

其

人

1

精

神

力

身

體

140

舍

F

此

1

如

丰

者

=

17

刑

チ

科

七

#

際

裁

判

テ

下

ス

1

+

21

是

V

被

告

人人

チ

欠

席

=

テ

裁

判

ス

12

=

其

理

異

ナ

ル

3

3

テ

此

刑

法

上

其

青

T

1)

+

否

1.

謂

フ

=

若

3

又

罪

ナ

ス

色

=

1 ラ # ソレ 1 般 論 = 1

+

V

1

12

者

11

ナ

L

分 理 7 1 = 1 辯 テ E 得 旣 論 + 七 ==

V

四十三

四五

四四四

世 即 テ 定 次 罪 二 治 ラ = V 必 間 4 如 1 # 者 罪 1 1 1 = 音 刑 刑 チ = 12 但 白 瘋 法 # = 得 法 法 11 可 無 痴 1 T 腷 = 辨 壟 上 刑 ル 力 青 E ラ 1 於 = 智 者 = ラ 任 罹 = 1 チ ス テ 7 力 於 滴 7 3 青 ス 1 1 チ IJ T ナ 1) テ テ 双 以 雖 任 用 シ 故 = 此 口 瘖 白 丰 付 以 テ 3 T チ + 者 啼 痴 チ 要 テ = 論 强 後 テ 7 以 等 言 者 講 假 1 ス 力 欠 ス 11 中 テ チ 借 其 席 述 フ 12 ル ル 其 目 者 裁 裁 = 3 = ス = 1 セ 1 此 チ 1. テ 1 p 判 判 1 12 2 責 以 刑 法 能 等 所 善 否 力 チ チ テ 罰 律 チ 惡 凡 中 1 行 ナ 1 1 冤 人 裁 1 事 ス 1 7 II: チ + フ 力 1 3 責 推 判 判 實 白 ナ 3 チ 心 デ 測 ナ 斷 官 痴 平 1) 上 V 得 シ = 丰 瓶 七 1 = ス 1 1 サ 悟 能 由 意 4 問 如 1 ル 1 ル ラ 能 中 題 17 IJ 何 時 ル ス 七 善 テ 力 1 七 3 ル = = + チ 惡 認 1 4 七 ナ T 待 1 3 ル ナ 此 1 4 IJ 亍 度 12 丰 y 11 者 判 意 IJ 程 テ 頗 ル ^ t = 但 斷 ナ ナ 1 其 + 1) T ル V 廢 IJ 白 滴 容 チ 1 テ ナ 故 ル 疾 ナ 騎 達 痴 否 易 1 チ 7 = 者 以 分 犯 1) ナ ス チ 1 ス

四 十四

回六

四七

罪 冤 狂 次 1) 鉄 E チ ル 起 研 知 チ ル 人 + 及 L = 犯 窮 5 醉 否 -1 L ル 1. # 切 狂 七 ス E 取 1 E E 點 其 人 5 = 1 ラ ツ 結 至 醉 1 3 1. = 1. V 及 E x 付 云 狂 何 12 t 3 12 3 物 人 ~ テ フ 2 1 25 E 契 1 7 凡 + テ 牙 1 1 15 約 叉 ラ 大 不 ス 7 ナ 12 悉 名 罪 口 2 12 ル コ = 如 力 識 七 7 ナ 有 1 チ 7. 何 犯 之 若 以 論 心 丰 チ 犯 ナ 論 3 テ 故 チ 1 ナ 琳 # 漫 ル 造 有 T ナ 1) 七 其 2 結 1) 1) 何 1 12 2 罪 1. 所 瘋 事 醉 果 = 1 == 1 欲 為 醉 狂 癲 是 ナ チ = ス 1 ス 生 シ 1 1 七 狂 V 12 結 12 稱 テ 1 ス チ -1 者 者 果 飲 種 諸 3 3 ル 丰 1 1 自 ナ 君 テ 酒 1 七 1 犯 必 知 刑 瘟 1 七 ス 7 其 罪 ス ラ 法 好 癲 契 ナ L 犯 皆 11 IJ 約 白 ス 1 2 1 罪 酒 \_ 其 3 to 法 無 テ 痴 般 チ テ 責 瘋 抔 醉

=

於

テ

醉

1

二

1

任

1

ス

フ

7

1.

日本刑法

ル

者

故

=

之

チ

愼

4

1

規

矩

1

ナ

ス

=

足

ラ

#

12

塲

合

卽

千

刑

洪

1

目

的

=

達

為

3

女

ス

ル

H

1

能

1

#

12

塲

合

ナ

3

1.

七

ス

況

2

+

酒

11

國

=

크

1)

大

=

衛

生

上

必

四十五

四七

回六

=

過

丰

ス

癲

1.

爲

刑

罰

チ

チ

飲

111

テ

他

日

再

於 希 知 參 輕 國 IJ 要 チ. チ + 考 臘 酒 品 許 壁 死 テ 1 1] 1 コレ 事 條 刑 是 七 1 1 1 1 實 洪 酌 件 洪 IJ + DU 11 = 我 量 盏 律 我 國 x 依 1 1 = 12 於 稍 國 減 寒 ij 3 九 國 --ス /3 英 輕 國 於 テ 州 內 泥 L 1 デ = 於 國 テ 1 其 之 醉 = = 1 P 參 法 青 IJ テ 於 雖 ス P 7 11 士 考 テ 其 西 任 又 J 11 朝 = F 於 班 或 極 刑 # テ 士 1 = 1 牙 酌 大 17 x 3 宁 海 チ ル 11 伊 猶 量 加 差 消 1 デ 頗 或 氣 11 之 大 泥 熱 湘 犯 重 候 P ル = = 帶 利 醉 罪 邮 IJ 有 於 ナ ス P 1 山 等 1 青 瑞 害 1) ナ 1 テ H = 1 亍 沂 條 曲 デ 任 = ナ 12 1) P 酌 於 牛 件 チ J 衛 七 IJ 1 大 ル 量 衛 諸 羅 テ 抹 1 脫 分 牛 1 減 國 馬 等 生 量 上 洪 ス 1 1 3 輕 加 上 第 氣 法 心 律 = ル 1 1 重 寒 ス 有 1 K 於 證 候 要 = 7 ル 其 害 參 + 國 據 於 1 テ 1 滴 7 考 テ 7 度 條 物 11 1 = 3 用 1. 事 件 飲 條 加 於 チ 3 1 T 1 チ 實 酌 1 重 テ テ 1 4 ス = 異 1 據 量 7. 提 t 此 可 12 1 -條 酌 3 供 弒 IJ 故 + IJ 二 ス ル 若 其 件 輕 殊 量 分 國 1 12 ス = 減 量 7 3 各 ナ 1 = ル

四九

四十七

以 辯 以 去 叉 先 3 1 チ ラ = T 於 故 爲 力 1: 護 宁 ナ IJ 口 刻 ス 次 縷 殊 ナ 無 + テ ラ ス 1 12 干 材 罪 加 沭 力 1 = = 述 ラ -7 說 漳 際 滅 セ 料 1 1 ラ 2 醉 12 旣 辩 警 能 17 如 Thi テ 1 チ ル X 力 所 護 得 罪 3 犯 七 大 = 7 12 サ 醉 醉 テ 1 1 チ 1 = T 3 コレ 喚 全 材 付 或 双 在 32 1 ナ 1 V 善 体 額 料 썙 起 デ 灰 人 11 1 12 結 律 惡 者 可 七 1 ル 1 12 1 -精 局 飲 # 因 爲 者 就 ナ = 1 チ 判 本 酒 神 難 於 刑 1) ス テ チ ラ 斷 力 心 罰 期 デ 3 + T 大 1 2 塲 內 姜 可 ナ 必 乎 ス 1 12 ス 12 合 惡 ナ + ス 國 = 12 七 ル 二 能 證 ナ 於 チ 1 ラ 干 1 3 1 洪 寒 力 判 據 Ŧ 1] 一 1 2 1 斷 之 律 刑 暖 力 P 111 小 1 云 充 去 洪 ス 1 = チ チ フ 12 3 事 分 目 愈 1. デ 1 12 1 L 7 實 之 責 3 的 旣 考 1 1 + 重 能 1 ナ 1 チ E 1 = 3 + 錯 有 力 通 事 死 罪 其 ス 塲 誤 常 宜 ス ナ ル 1 力 刑 合 醉 1. 1. 丰 他 期 = ス ル = 雖 塲 在 云 日 擬 三 12 1 1 合 1) 1 所 者 範 フ 壬 チ 律 我 犯 ナ 以 之 懲 圍 P = ス 國 罪 IJ テ チ 戒 內 IJ

四九

ル

四八

T

喚 1 1 又 = ナ 起 1 於 21 IJ 其 七 云 デ 今 + 罪 7 27 其 刑 之 ナ ル 罪 チ 塘 論 法 小 合 第 1. セ 爲 别 七 = ス 3 1 + 3 ル テ 云 X. 可 テ 英 左 條 丰 フ 語 洪 事 -= 實 規 講 1 該 皆 當 所 述 チ 謂 知 是 ス ス ~ in ナ ラ 12 1) 3 ス T ス テ 是 1 3/ + 1 テ L 犯 其 IJ + 又 犯 \* 3 罪 罪 女 フ フ チ チ ル 為 犯 者 11 ス n ス 1 其 聯 1 1 1 意 罪 = 云 能 + ナ 力 丰 論 フ セ チ T モ

不 所 其 3 意 テ 爲 -换 1 1 結 出 不 言 果 來 意 ス L 事 11 1 37 A 111 1 意 來 1 チ 思 傷 人 事 ナ

4

人

ナ

殺

ス

如

丰

法

律

=

違

背

ス

12

=

全

IJ

4

ル

E

1

=

木

片

塲

合

1

旣

及

T

11)

或

12

IE.

當

1

事

チ

為

#

>

1

思

フ

デ

働

丰

3

=

其

飛

テ

傍

=

游

E

居

1)

3

1

兒

=

中

IJ

逐

7

3

テ

耙

1)

3

=

法

律

=

背

牛

mi

3

テ

其

爲

ス

+

意

ナ

1

渦

失

殺

傷

+

V

1

E

之

V

===

似

テ

非

7 = ナ 3 所 死 12 テ 爲 七 = 行 + 1 致 E T 1) 3 1) 3 例 及 卽 £ 12 1 不 4 1 如 其 圖 木 + 爲 1 チ 塲 ス 伐 = 合 害 所 12 + 1 IJ 際 チ 事 此 加 =

四十八

五〇

五一

塲 禁 爲

四十九

二五五

日日

日本刑法

七

#

L

1

殆

2

1

其

全

部

1

無

意

1

犯

罪

ナ

處

罰

ス

ル

T

1

多

丰

=

P

ラ

>

其

其

責

=

任

ス

可

半

T

1

1

ス

是

L

第

七

+

七

條

1

但

書

=

規

定

ス

12

所

ナ

IJ

彼

1

違

警

罪

1

如

+

1

固

1.

行

政

上

1

便

宜

=

出

テ

敢

テ

罪

質

チ

具

備

ス

ル

チ

要

3

叉

-

日

紙

上

=

記

3

A

12

二

K

11

其

有

心

故

造

及

ル

1

否

1

チ

問

1

ス

必

ス

條

例

-

背

丰

及

12

七

1

1

如

丰

其

如

何

ナ

ル

口

1

チ

書

7

=

付

テ

T

常

=

注

意

注

意

ナ

促

力

七

3

=

E

拘

1

7

ス

法

律

=

背

丰

及

ル

所

爲

チ

ナ

ス

T

1

1

意

ナ

7

3

デ.

犯

3

4

ル

1

故

チ

以

デ

其

罪

ナ

免

力

12

1

=

1

チ

得

ス

例

^

1

新

聞

紙

於

デ

定

x

4

12

七

1

即

チ

或

12

行

政

上

7

便

宜

=

由

3]

テ

事

1

起

ラ

#

ル

前

=

元

來

罪

チ

犯

ス

意

ナ

丰

1

所

爲

1

其

罪

チ

論

セ

ス

1.

雖

七

殊

别

1

洪

律

規

則

=

人

チ

害

ス

ル

=

至

IJ

琴

12

E

1

ナ

IJ

例

1

1

H

本

橋

淺

草

1

如

丰

群

聚

七

ル

人

12

七

1

=

3

テ

此

合

1

法

律

1

七

#

12

1

ŀ

チ

3

及

ル

=

其

所

爲

逐

=

1

中

チ

乘

馬

=

テ

駈

驅

3

爲

x

=

誤

デ

通

行

人

チ

踏

111

殺

3

牙

ル

如

丰

是

ナ

1)

フ

1

7

1

1

云

E

即

千

事

實

1

罪

F

ナ

チ

ラ

ス

其

-

他 日 本 1 諸 規 則 類 11 大 抵 此 部 分 -屬 ス ル コ 1 チ 知 ル 可 丰 + 1]

第 + 回

罪 ル 可 F 丰 ナ 事 11 實 可 丰 知 事 實 チ 知 ラ ス 3 テ 犯 3 及

錯 3 誤 テ 犯 是 ナ 3 7 IJ H IJ 本 1 1 原 ル

語

= 5

111

ス

テ

1

丰

ナ

フ、

時

4 刑 = 盜 法 ダ 賊 第 ル 押 七 干 入 1 + 七 =

條 3 テ 1 英 \_

項

=

游 T チ IJ 1) 3 毆 及 弘 テ 打 ル 私 ル 3 = 者 力 國 4 日 ナ 刑 IJ = 12

門

戶

チ

踰

越

3

歸

1)

來

L

12

力

如

丰

是

物

的

卿

千

事

實

=

錯

誤

L

1

其

罪

チ

問

フ

可

力

ラ

ス

其

理

由

女

ル

最

七

睹

易

丰

七

1

=

3

宁

固

1.

罪

1

ナ

12

1

丰

事

實

チ

知

ラ

ス

誤

テ

JE.

當

1

3

1

1

思

量

3

犯

3

4

ル

七

1

ナ

L

家

主

1

己

L

1

身

體

財

產

チ

IE

當

=

防

禦

ス

12

爲

\*

其

侵

入

者

=

其

者

1

贵

=

圖

ラ

2

强

盜

=

非

ス

3

テ

其

實

自

家

雇

人

力

夜

法

家

1

常

=

引

證

ス

ル

處

1

+

1

1

彼

1

4

家

內

當

12

塲

合

ナ

IJ

此

例

1

ブ

ラ

"

7

ス

1

2

氏

7

揭

五十

二六

二七

日本刑法

ルチ律錯 間 刑 設 叉 自 自 + シ ナ = 1 此 己 其 己 罰 \* E -丰 11 逐 3 錯 錯 隨 テ 何 かず 聘 = チ チ 1 = 誤 當 誤 樣 ば 權 所 之 保 分 ナ 他 之 h 利 有 ナ 1 T チ ツ 3 1 人 法 難 力 1 70 原 地 チ 1 12 ル 1 責 皆 自 律 4 IJ 由 內 1 ラ 二 所 己 上 必 是 11 ナ 4 1 1 V 2 有 法 1 誤 要 固 1) ナ 1 ル 11 3 地 之 律 物 錯 ナ T 認 1. 1-1 12 內 信 誤 已 ケ 上 ナ セ 是 力 チ チ = 罰 望 1 3 土 1 = 3 ル L L P 錯 判 犯 法 テ 地 ス 七 4 コ 11 12 誤 律 樹 然 1 = ナ ル 七 シ 1. 樹 付 問 ナ 上 木 如 及 IJ = チ 七 木 信 境 分 元 刑 何 三 L 1 チ ル チ 伐 界 後 見 IJ シ 11 ス 來 1 ナ 伐 决 論 事 目 從 デ 解 チ ル ル 17 17 持 實 的 何 产 3 1 人 チ 久 = 及 テ 等 事 4 誤 起 水 1 チ ル 1 12 犯 實 去 IJ シ 錯 達 1 IJ 雖 = I 1) 罪 3 誤 効 境 1 及 4 ス E 1. 錯 際 顯 シ 界 1 女 ル IE ル 分 二 誤 1 -11 論 意 ナ チ 七 力 1. ル 全 ナ 多 得 如 无 チ 1 1 7 1 1) 又 來 定 難 ラ 錯 1 丰 ス 2 == 4 他 サ 後 飽 誤 3 3 ナ 3 其 1) 1] 人 テ 4 ル 7 1. 宁 Y 例 11 1 來 1 ナ テ ル 從 見 之 人 1 E 從 チ 物 IJ T テ 七 世

五十

二七

戒

V

L

L

1

テ

之 双 E ラ 1. 7 = ナ 12 大 1 1 置 得 取 例 1 天 + 1 チ ル ス = 1 錯 To 滴 3 1 7 IJ 2 17 1. 1 其 誤 1 設 7 用 1 -11 3 == 13 犯 事 時 思 Ш 當 刑 犯 ス E 七 1 罰 可 實 罰 林 罪 3 1 1 E チ t 如 得 者 力 1 3 チ チ 及 = 大 2 錯 賣 冤 + = # 力 ナ ル ラ 11 云 誤 Ш 他 買 者 # 7 將 12 1] T 12 刑 林 1 1 1 7 1 セ 4 7 ル 七 其 ナ 1) 法 得 次 事 者 2 1 大 罪 IJ 伐 方 實 # ナ 15 1 = 12 1 故 罪 丰 目 = 日 1 チ 如 チ ル 12 於 本 錯 得 論 塲 的 1 1 = --3 第 テ 誤 3 セ 合 1 至 又 チ 3 慣 若 ラ Ł 達 然 テ 1 1 ス = 之 + 習 限 1 論 t > 3 ス V 乃 K 是 P 12 1. チ 1 2 七 12 買 4 等 條 者 3 力 1) T 1 2 單 此 テ 錯 E ナ デ 力 = === 1. 等 法 罪 能 誤 是 4 = T 3 之 律 叉 IJ 方 1 悉 テ 11 1 = 錯 之 1. チ 上 法 由 ナ 11 17 人 信 立 法 誤 律 處 IJ 1 1 チ ル 律 罰 錯 F 罪 罰 手 可 3 チ 3 其 木 L 稱 誤 テ + 1 チ ス ス 幾 錯 之 犯 1 事 3 11 12 チ ル 分 錯 實 誤 賣 デ 决 4 3 15 = 其 誤 洪 於 不 16. 及 チ ラ 3 チ = 伐 問 當 律 テ テ 知 サ 1. 1 ル

二九

日本刑法

概雑 = ス非ナノ以ギリ事然ニノリノ 客馬 闘 サシ錯テハタ實シ錯見テ原												200	
	如	12	力	=	由	睝		(3)	(11)	0	剖	罪	
	丰	者	如	テ	IJ	法		#			シ	チ	
	11	1.	+	定	テ	律		除	除	通	テ	冤	
	極	セ	1	4	見	上		H	則	則	說	ル	
	x	IJ	法	12	12	1		則	igit .		明	1	
	テ	又	律	コ	1	錯	シ		法	事	ス	1	
	經	人	上	1	+	誤	A	相	律	實	L	理	
	驗	間	1	ナ	11	=	12	當	土	1	11	由	
	1	>>	錯	L	巳	付	塲	1	1	錯	左	1	
	少	-	誤	1	L	テ	合	證	錯	誤	1	ナ	
	丰	般	ナ	モ	1	21	11	據	誤	11	如	ス	
	者	道	11	自	所	說	事	=	11	法	シ	7	
	=	理	=	己	有	明	實	付	罪	律		1.	
	テ	力	モ	1	物	チ	1	見	チ	上		チ	
	悉	チ	拘	所	1.	要	錯	解	冤	1		得	
	7	有	ラ	有	他	ス	誤	7	12	責		サ	
	國	ス	ス	物	人	12	1.	誤	1	任		12	
	法	11	之	1.	1	干	ナ	n.	7	ナ		力	
	ナ	干	チ	信	所	1	ス	-	F	2		如	
	知	1	事	3	有	P		私	ナ			シ	
	12	1	實	テ	物	y		人	得			猶	
	者	ス	1	他	1	卽		1	ス		T.	第	
	4.	L	錯	人	チ	チ		權				七	
	推	1.	誤	1	定	古		利				+	
	測	干	1	物	2.	^		=				七	
	ス	婦	中	ナ	IL.	1		付				條	
	可	人	=	奪	21	羅		錯				1	
	力	幼	包	フ	法-	馬		誤				文	
	ラ	者	含	F	律	法		チ			74	チ	
	- mag		-	175	1	1000		ATT				ALT3	

五十三

二九

五十四

ナ 學 錯 然 為 則 1 + 殊 1 1 12 1] 1 譔 # 加 L 1 品 壬 チ -= 又 開 23 如 以 1 1 丰 1 别 斯 = 此 4 刑 T 12 + = 1 一 1 チ 12 等 毅 法 斯 時 至 布 其 = 立 輩 チ 育 J. 普 チ 1 デ 告 青 15 得 チ = 如 1 1 事 于 布 1 丰 チ サ 得 其 青 行 不 丰 實 爲 達 3 冤 義 ^ L 問 11 チ 羅 上 1 ス 12 ル 1 + 務 馬 冤 = 12 1 1 塲 如 1 E 7 ナ 法に 置 洪 1 12 錯 義 合 半 1. 負 = 社 誤 11 1 務 租 禁 11 1 = 則 11 會 材 今 チ 稅 1. チ 11 T 千 1 3 得 料 共 負 其 證 = 日 惡 12 固 1 # 於 罪 券 1 有 = = 11 1 -1 12 デ ナ デ 其 12 即 3 チ 付 1 3 1 1 11 青 問 ス 紙 1 卽 惡 碰 4 亍 必 婦 次 チ 規 = チ 12 1 酷 15 = 要 人 足 第 死 洪 # 則 婦 時 付 ナ チ 1 ラ 律 1 女 = V 12 テ 1 12 增 權 # 其 上 幼 3 如 七 力 3 1 力 加 勢 1 1 者 ル 丰 此 故 L デ 3 七 力 青 叉 1 法 耋 1. 1 12 = 來 大 1 チ 如 T 七 11 律 良 二 1 失 徵 L = IJ 1 丰 1 12 ナ 雖 心 增 11 ナ 灭 E 兵 智 T 1 知 七 チ + 進 法 IJ 未 令 以 L 丰 識 其 ラ 1) 律 ス IJ T 賣 3 # 罪 テ === = 盏 上 誤 年 藥 V ナ 芝 善 12 チ 文 1 IJ テ 者 規 冤 惡 3 =

日本刑法

度 合 塲 以 1 1 1 ナ 1 日 之 目 雖 1] 所 本 出 上 合 チ 的 卽 論 為 刑 チ 七 來 ナ 罰 之 チ 法 其 論 事 項 1 ス 1 其 第 王 人 同 止 ナ ル 衝 3 = 1 罪 罰 七 講 12 チ 10 及 爲 = 刑语 七 1 得 + 七 牛 チ IJ × 3 3 其 論 事 サ # 五 法 次 或 4 1 IJ 罪 チ セ 條 デ ル 此 上 ル 1 = ル 以 將 ナ 第 物 所 1 === 又 = チ 1 デ 來 出 存 1 抗 得 判 IJ 的 Ξ 1 永 デ 拒 其 云 斷 而 ス ス -1 チ 防 塲 錯 1 L 已 力 シ 1 フ ス 人 後 遏 テ 人 1 可 誤 合 1 1 V チ 來 之 七 刨 有 チ 力 知 ス 1 チ 3 之 殺 千 意 講 覺 チ ル チ ラ 3 及 此 戒 不 3 チ # 且 精 = 述 = ル 宥 論 及 意 神 P = 反 為 4 ル ス 適 恕 强 1) 罪 3 思 チ ル 7 ^ ル 然 3 合 制 デ 其 備 1 1 チ 3 7 中 テ 其 丰 聯 1. ス = T フ 12 能 其 遇 行 有 1 12 12 = = = 此 其 罪 條 為 入 E ス 限 23 T 塲 其 其 # 所 -チ チ IJ L b 問 意 合 爲 IJ ナ 雖 知 事 V シ 精 覺 實 1 3 1. 11 11 1 = E 到 罪 惡 サ 外 精 密 非 4 雖 11 底 物 神 付 及 七 L 12 ラ ル = 其 刑 塲 不 ^ 此 # 1 ナ 12 E 目 法 塲 朝 意 3 7 合 丰 ル

五十五

1111

第

法

第

=

此

塲

合

11

第 ナ 譬 令 令 律 天 12 IJ 戀 = 塲 チ ^ = 八 從 執 テ 合 地 1 口 E 行 裁 穭 異 其 t 判 泊 1 職 # 官 # 如 務 力 # ル L 誤 其 チ 及 チ 以 得 他 IJ コン テ # 7 塲 抗 為 合 拒 12 ル 裁 3 力 ス 判 4 如 可 力 3 チ 12 卽 爲 七 ラ 4 # 1 3 刑 及 11 ル

塲

合

1

是

長

官

1

命

其

罪

チ

論

七

ス

1.

云

ナ

洪

第

Ł

+

六

條

1

本

屬

12

=

執

行

官

吏

A

フレ

者

其

裁

判

命

第 第 -チ 種 -達 -ス 他 法 大 12 1 律 别 7 1 1 ス I. 强 費 能 12 迫 迫 3 1 = 1 # = 由 = チ ル 得 IJ チ テ テ ^ 以 业 或 3 テ チ 12 ナ 得 所 11 爲 ス 今 爲 チ 之 為 3 チ 3 精 4 船 塲 11 = 合 塲 解 合 剖 ス 12 1 +

1)

女

12

强

泊

-

遇

E

テ

為

3

4

1

的

五十六

11

左

日本刑法

前 第 丙 思 此 然 爲 命 ラ 力 七 7 回 サ 塲 惟 知 1 3 チ 19 L = 突 合 戶 由 = 1 12 ス 1 14 11 引 他 長 ナ 丰 例 IJ F 1 A E 12 續 人 筆 IJ 一 雖 倒 日 1 ^ = テ 卽 本 命 生 非 人 3 1 1 V 七 述 千 齊 甲 洪 # ナ 力 此 テ V チ 第 監 逃 律 迫 IJ 戶 チ ^ 11 V 1 七 禁 2 長 刑 得 L = = 11 1-2 + 去 於 從 テ 力 步 三 1 ス ス チ 此 五 殺 デ IJ テ 其 故 受 之 IJ ル 塲 條 害 止 其 事 意 如 涿 7 チ 1 刑 青 可 + 犯 合 = チ セ チ チ = 抗 法 得 為 以 是 丙 丰 -2 チ 3 拒 第 其 强 青 ナ ス 4 = 1. ス テ 罪 塲 為 重 K 惡 任 IJ ス ス ル ル 可 # 傷 + 合 事 此 塲 12 步 A ナ 犯 等 力 五 チ 1 チ 1 チ 丰 合 2 負 條 得 働 ラ 丰 3 如 + 1 ナ 1 # 2 塲 = 及 廿 + 勿 1) 11 7 大 其 該 t 論 合 双 ル 11 ル ル 11 E 强 當 大 塲 强 例 所 3 E 1 1 = 制 難 合 手 於 業 如 ナ・ ス 1 ス 二 服 ^ デ 1 = チ 1. 丰 1 12 V 遇 决 冤 從 惡 丰 ナ ス 1 3 1 自 豫 事 1) E 3 L E 1 J. 其 義 テ 審 1 2 チ 1 ラ 及 意 罪 ナ 知 好 判 1 務 ス ル 欲 = 1 IJ T IJ 事 2 コ 7 3 1 + デ 1 1 11 爲

五十七

111111

然

L

1.

T

平

体

E

17

之

チ

論

ス

V

11

先

17

其

事

由

7

12

重

大

=

3

テ

罪

チ

犯

ス

言

辭

チ

以

テ

ラ

サ

11

1

所

為

11

其

罪

チ

論

七

ス

1.

IJ

五十八

1112

力

ナ

1

3

テ

七

同

3

7

無

幼

者

チ

敎

唆

塲

合

T

1)

例

程

1

=

1.

ナ

蓋

3

是

等

1

1

唯

4

諾

千

內

亂

刑

法

=

7

11

1

子

1

爲

日

本

今

法 唯 男 犯 徒 於 7 力 111 ス 日 T 事 女 未 律 父 黨 テ 社 シ ダ 1 ナ 會 丁 云 ラ 上 1 1 及 1 1 1 ル 親 命 間 年 塲 右 1 1 フ ス 12 7 裁 有 推 夫 柄 者 合 第 子 1 = 1 决 脅 樣 被 判 測 1 # 7 ナ K -迫 命 後 > 於 + 1 チ ^ 1 11 12 テ 五 公 T 觀 追 7 同 見 見 テ ナ 權 以 然 脅 條 平 4 察 A IJ 做 人 迫 裁 3 ナ 1 テ ラ 3 ス ス チ チ 維 判 F" 罪 放 ス 附 F 1 ナ セ L 持 以 火 父 引 1 上 111 1. ラ 1 11 實 之 云 1-ナ テ 1 1 L 3/ ス = 以 罪 ス 際 其 フ ナ 是 止 チ テ ル 親 問 爲 テ 非 特 適 テ IJ 人 4 ル 直 方 大 别 1 用 然 牙 1 11 チ = 或 判 得 子 チ 200 M ス 1 17 チ L n 智 斷 減 何 不 最 11 = 7 ス = コ 事 其 附 論 及 小 識 七 k 1. 力 モ 罪 便 實 間 上 此 ナ 勿 和 ス チ ホ 利 1 慣 論 有 隨 = ス ナ = V ル 所 齊 習 行 ナ 適 進 ナ 1 3 12 = 為 迫 步 親 合 4 IJ 子 ラ 3 T 至 多 チ 1 乃 テ 1 ス T 2 ル = L 齊 犯 叉 來 次 3 チ 命 1) T ル 1) 我 英 1) 故 第 迫 3 二 シ 七 3

薄

ラ

+

由

IJ

テ

チ

以

テ

1.

1

為

#

シ

=

於

テ

罪

ナ

ル

五十九

郎

4

或

1

=

五三五

或

テ

=

1112

3

=

七

第 此 或 不 又 合 4 1) 1 1 JE: 12 = 論 共 チ 11 12 p ナ チ ル T 第 我 得 塲 ナ 時 同 12 1) 1 刑 凍 K JE. チ 例 合 3 ス 12 11 + 洪: 餓 一 幸 其 = 之 T チ ^ 五 如 1 得 强 罪 1 於 --15 チ 條 困 之 强 何 ナ ス 次 デ 罰 チ 1 難 其 盜 犯 ナ IJ 1 チ チ 七 = 貨 共 來 = 為 脅 ル 3 # 項 際 條 與 IJ 迫 = テ ス ル 為 可 テ 逃 七 チ = 3 = ナ 以 充 此 金 依 ス 3 3 L 1) 可 テ チ 為 如 チ 5 1 ツ 論 得 出 可 サ 丰 是 3 12 セ 丰 ス 其 ス 非 1-1 1 他 使 可 力 丰 2 不 L 1 聊 人 用 1. フ 3 七 11 七 力 1 或 約 汝 同 ス 七 1 其 衣 困 定 迫 1 3 3 11 項 難 食 書 身 事 罪 12 17 チ 時 脅 チ # チ チ チ 11 罪 覺 剝 作 恰 犯 日 殺 迫 奪 害 11 I IJ 干 1 人 1. 天 其 內 可 12 3 久 ス 3 災 可 テ 坐 モ 及 12 -丰 叉 如 3 問 入 位 7 = 12 + 塲 置 丰 10 贋 11 11 V 意 1) 合 同 造 置 迫 サ = 外 余 此 陷 紙 ラ 3 ル 17 塲 幣 1 F y 7 ナ L

\*

變 彼 总 于 人 チ 丰 チ チ テ 12 如 以 第 犯 殺 半 惰 自 1 = 七 一 弹 出 由 身 食 人 2 3 --此 + 論 デ 中 テ IJ 3 11 牙 チ チ 其 避 守 奪 五 他 限 ス 及 子 --12 條 叉 肉 於 衣 1 ル 17 4 E = 12 7 所 或 1 1 チ 可 食 7 = 账 難 爲 急 人 枚 ナ 力 -1 ラ 11 項 船 亦 . 凍 1 5 サ 途 4 = チ V 寒 板 同 廿 內 床 4 チ 3 17 3 ル 其 子 冤 失 テ 4 ナ = = 12 3 10 食 逐 能 罪 危 迫 入 テ 力 1. IJ E 自 1 如 盡 難 貧 1) 12 n T = E 理 团 他 テ ^ -丰 丰 == ル 由 遇 1 人 Ш 丰 1 人 女 11 チ 以 餘 チ 中 业 チ 1 是 E 七 12 衣 殺 旅 救 ナ L テ 自 1 命 チ 客 飢 以 此 己 食 ナ 3 ナ チ 12 若 餓 テ = 1 4 5 = 1 1 充 窮 衣 止 足 1 11 1 12 2 フ 英 為 叉 塲 ツ チ 3 ラ チ 1 3 親 奪 或 # 或 得 合 5 x テ L 己 翁 屬 ス 1 E 1 12 = 11 12 於 抽 可 飢 塲 1 取 如 取 1. 4 デ 籤 身 3 丰 IJ 餓 合 丰 ナ ナ 其 得 体 皆 1 女 及 = 1 11 ラ 謀 然 迫 如 中 上 ナ ス 2 ル 12 當 塲 力 殺 殺 防 19 1) 丰 1 人 籤 衛 但 1 合 丰 テ 11 1 身 他 强 罪 罪 者 即 即 1 ス

六

我

刑

洪

1

總

則

チ

y

犯

罪

T

IJ

テ

然

章 犯 罪 1 種

第

設 ナ ル ル 後 チ = 4 刑 至 先 1 當 犯 罰 y 1 罪 刑 チ 順 1 要 罰 序 種 ス 1 類 類 1 何 ル 物 ス チ 七 是 講 .7 及 3 ナ V ル

L

11

學

理

上

三

IJ

研

究

3

其

大

コ

1.

チ

明

=

セ

ラ

ル

L

1

七

凡

余

1

直

チ

==

犯

罪

1

種

類

チ

講

4

ル

後

始

×

テ

之

チ

加

減

ス

ル

ス IJ 例 ル 罪 ^ 1 1 現 如 行 丰 其 犯 他 或

犯

罪

1

種

類

チ

品

别

ス

ル

7

1

=

付

テ

1

種

N

7

仕

方

7

11

非

現

行

犯

主

犯

或

1

從

犯

人

=

對

ス

11

罪

或

1

物

=

對

述

ス

12

所

以

ナ

IJ

1

ス

例

犯

ス

時

E

IJ

論

ス

L

1 現

行

犯

非

現

行

犯

1

ナ

IJ

叉

犯

ス

事

柄

三

17

論

#

L

1

玆

=

之

チ

盡

サ

ス

數

多

3

其

最

t

著

名

ナ

ル

七

1

チ

列

舉

七

2

欲

ス

ル

T

殆

1.

枚

舉

1.

懲

罰

1

法

則

チ

學

意

チ

知

ラ

>

1

ス

= 遑 P 7

三八

三九

犯 中 故 卽 ス 7 ス = 11 對 豫 手 1. 大 = 12 ル = 非 \* 於 罪 犯 ス 1 ナ -現 刑 罪 丰 其 テ 1. ル ル 罪 行 罪 錯 目 法 公 1 11 士 犯 主 雜 途 主 絲 時 非 現 或 チ 犯 即 規 犯 物 ナ 1 チ = 現 從 的 人 來 千 定 關 ル T 行 犯 七 = 品 IJ ス 日 3 ス 行 1 對 1 他 别 從 IJ 12 ル 盟 T ナ 1 犯 罪 ス 日 = 犯 犯 13 基 别 IJ 如 12 E T 1 今 罪 犯 其 礎 何 1 ス ル 公 物 人 之 シレ 聘 = 1. ナ チ T ス 盆 件 定 叉 チ ナ 所 1 種 七 = 12 = 現 = 圖 1 罪 x 1 ナ 類 ル 對 關 對 其 權 # 物 1) 行 七 T 1 ス ス 犯 ス 何 或 IJ 11 叉 利 12 ル ル ル 可 叉 = 左 物 1 17 V 罪 罪 罪 其 力 結 人 1 性 1 = 條 對 質 果 中 如 ラ = 對 = 1 主 3 ス ス = 日 之 身 犯 ア IJ ス 3 ル 罪 躰 或 論 チ 1) 11 ル + 定 盟 -1 罪 1 11 ス x 别 對 從 中 1. ナ ル 見 サ 物 ス ŀ ス 犯 = 出 件 七 丰 12 12 ル 罪 現 1. = ス 1 1 對 行 物 丰 1 1 =

六十三

三八

IJ

監 L 主 IJ 1) 所 人 ツ L 不 1 1. 左 罪 義 及 然 視 便 1 チ 1 = ス 1 1 L 1 然 聞 曲 ナ = 12 結 公 權 如 如 曲 7 1) 1) 11. L 果 11 盆 利 溡 丰 テ 3 IJ 1. Thi 其 試 1 叉 デ 1 mak mode 11 3 E 大 關 區 如 目 殺 是 テ 11 V 15 别 物 途 何 ナ 3 其 ス L 七 ナ は 如 12 1 日 L 罪 性 = 樣 順 3 1) 12 1 何 品 質 罪 B T 盟 + 1 = 身 姦 别 1 别 睹 テ 3 = 12 體 科 通 見 人 ナ 1] セ 易 目 但 品 罪 出 7 ス 途 > 半 = 對 别 力 シ ナ 2 ル 七 チ 3 1 違 故 作 是 1] ス ス 七 L 警 亦 1 定 1 ル = ル 11 ル 罪 刑 罪 不 ナ カン チ 如 チ 2 1 法 便 第 11 都 IJ 17 72 格 財 字 力 チ 合 7 ナ + 别 產 繙 之 ナ L 1] 1 1 チ 以 ナ 丰 實 = 大 12 1 7 ヺ・ IJ 對 其 塲 テ 目 知 ス = 七 品 大 本 合 必 1 ス 其 12 アレ 别 者 要 别 刑 T ス 實 ル = 之 罪 洪 IJ 1 七 難 T ス 否 故 事 1 y チ 3 七 丰 9 12 圖 如 多 其 所 = 柄 ÷ ナ ス 犯 便 ナ ス シ チ 分 1 云 彼

先

V

見

此

#

四

p

ナ

1

フ

the second second		NAMES AND POST OF THE PARTY.	A STATE OF STREET	PLANSING STATE	E-MORE EVEN	CONTRACTOR OF STREET	CANCE PROPERTY CONTRACTOR CONTRAC	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE
盆	日	從	主	罪	罪	而		1
デ	本	テ	1	1	共	3	罪	760
得	刑	品	反	廛	=	テ	(=)	7-3-
タ	法	別	ス	問	含	違	200 101 100	
IJ	1	七	12	上	審	一警	違	重
蓋	1	3	モ	1	ス	罪	警	罪
武	豐	モ	1	盟	12	モ		輕
ル	1000	1	7	别	モ	(1)	罪	罪
塲	別	+	V	=	1	公	(1)	(3) $(2)$ $(1)$
合	7	1)	1	由	ナ	盆	四二五條	財身公
=	仕	t	七	IJ	J	=	日 3—10	產體益
於	方	關	大	定	元	闘	金1°°—1,95	= = =
テ	11		四世	×	來	ス	(2)	對對關
"	實		1	7	違	12	四二六條	ススス
罪	=		士	12	警	罪	H 2-5	11 11 11
1	便		意	壬	罪	(2)	金,50—1,50	罪 罪 罪
輕	宜		NEW Y	1	)\	身	(3)	11
重	35.		犯	7-	罪	體	四二七條	- St. F.
=	3		罪	IJ.	1	1775	日 1-3	
由	テ		7	彌	輕	對	€,20-1,25	90 196-1
IJ	學		輕	本	重	ス	The state of the s	13 11
テ	者		重	小	11	12	(4)	47.
區	並		並	品	由	罪	四二八條	
別	=		=	別	IJ	(3)	日 1	11 12 1
チ	素		犯	=	テ	財	金,10—1,00	
立	人		罪	至	定	產	(5)	100
テ	共		1	V	×	=	四二九條	4 12
13	=		目	1	重	對	日無	- 1
L	其		的	此	罪	ス	金 ,05—,50	+ 1
1	利		=	義	越	12	F. 4 19	21 49

六十五

四〇

ナ テ H + 七 坳 ナ チ 11 1 住 必 1 知 IJ 見 的 錺 1) 1 1 IJ 然 之 所 居 ス ナ 次 チ 命 ル Ħ 權 其 騷 能 罪 1. 為 V チ V 1] チ 犯 力 危 チ 目 10 1 チ 七 T 11 定 侵 # 罪 决 涂 ナ 七 見 3 ル フ 4 IJ 知 叉 シ ス = 11 及 3 1 チ ル 以 財 如 出 叉 T 宁 性 テ 殺 ル in 之 質 容 丰 テ 1 產 傷 テ V チ 實 易 以 人 卽 3 ナ チ ス チ = 日 = IJ 繙 千 は IJ 若 蕩 3 關 容 = デ TA = 順 何 力 テ 品 見 3 易 ス 3 # 强 1 當 1 放 市 ツ 罪 别 モ + 盜 ナ 字 火 1 時 + 民 L ス ラ I 罪 所 サ チ チ 1 = V 11 ル ル 1 見 騷 爲 如 由 11 如 1 1. + 1. 12 何 法 或 刑 含 丰 IJ 力 力 丰 牛 1) 畜 文 ナ テ 故 チ 3 1 1 1 1 便 7 謀 財 見 ル 財 ス 1 = ス 罪 般 人 利 IJ 產 故 物 是 ル 2 此 其 ナ テ 亦 1 殺 チ 1 七 チ 區 チ 刑 始 害 欲 安 1 脅 竊 良 ル 罪 分 THE PARTY ナ 3 7 11 七 取 方 3 コ 7 チ 何 テ IJ 見 七 法 3 V チ 1 12 其 處 害 又 T 3 11 獨 ラ = チ ル 輕 以 放 金 = は ス L 如 V 1 13 存 重 火 テ 順 1 我 丰 7 ル チ T 5 如 罪 取 七 チ ス ラ 或 卽 = ル 犯 知 + 丰 1 IJ ル 曲 1 手 1 罪 如 + 其 字 種 ル

法

丰

四二

IJ

律 ル 塲 1 合 111 ナ = 限 ラ IJ ス 常 羅 馬 = 此 法 盟 = 於 别 チ テ ナ t 亦 ス 然 七 1 y ナ 1 IJ ス 英 國 = 於 テ 1 笛 條 チ 設 4 r

講 丰 ス 11 錯 ル 雜 = 當 ス IJ ル テ 1 英 恐 法 1 盟 别 = 從

余

力

最

初

日

本

刑

法

チ

セ

3

力

1

七

左

ス

ル

1

2

1.

欲

ス

元

來

英

國

1

品

别

1

第

=

身

躰

=

關

ス

ル

罪

チ

論

3

第

-

=

財

コ

1.

第

=

=

公

盆

=

關

ス

12

罪

チ

論

ス

V

1

T

余

1

日

本

刑

法

1

左

1

順

序

=

由

IJ

テ

解

說

七

>

第

公

盆

=

關

ス

ル

罪

第

=

身

體

=

對

ス

ル

罪

第

=

財

產

=

對

ス

ル

罪

第

+

回

T 12 チ E

以 テ 此 = 其 述 ル

方 法 コ チ 1.

換

^

ナ

約

品 產 别 = 關 = 從 ス ル

E

六十七

四二

此

罪

チ

分

析

ス

V

1

ル

斯 及 前 1 回 ル 如 公 1 管 講 盆 7 際 罪 義 ---至 關 ナ = 極 品 於 ス 便 别 テ ル 利 犯 罪 ス 罪 ナ 1 ル 種 12 = 3 方 付 類 J. 法 テ 1 3 大 1 1] 見 稍 區 講 别 ^ 錯 述 英|| チ 雜 七 示 國 ナ 2 刑 來 七 法 IJ 及 家 今 ス 七 1 日 大 恐 11 其 體 V 品 ナ 11 此 丰 别 品 中 === 别 7 1 第 ラ =

V

1

士

IJ

日

本

刑

洪

チ

講

ス

ル

=

付

デ

七

先

ツ

此

盟

别

-1

ラ

依

#

ル

可

力

ラ

ス

從

#

F

第 益 -關 ス 11 罪 チ 論 ス

第 章 節 皇 室 天 皇 = 對 = 后 ス 皇 11 罪 太 子

=

對

ス

11

罪

á

第 第 --若 危 害 7 1 チ 加 加 1 ^ 4 2 1 12 罪 ス 11-

罪

26.ALISELACYTE KF. LYTERATE V. CAMBE GARACT SPANNER

第

=

1

不

敬

1

罪

四四

四五

妙

--

天

皇

1

云

フ

11

現

在

1

天

皇

御

獨

IJ

111

1

チ

指

シ

テ

云

フ

力

或

11

御

先

明

ス

可

丰

1

天

皇、三

后

皇

太

子

1

云

フ

文

字

ナ

IJ

天

1

F

率

土

1

濱

=

至

ル

Y

テ

天

威

チ

頂

+

天

皇

1

御

身

チ

害

ス

ル

者

11

國

家

子

害

ス

n

者

1

ナ

3

其

罪

チ

論

ス

ル

11

言

フ

迄

E

ナ

+

#

fo.

1,

王

ナ

1)

此

=

說

1

君

臨

ス

12

諸

國

13

於

デ

1

天

皇

=

對

ス

12

罪

チ

公

盆

=

調

ス

ル

罪

1

ナ

シ

普

陛 學 チ 是 チ ブ ル 國 問 知 ナ 4 下 可 事 力 E ラ IJ V 1 犯 # 何 H ラ 3 1 故 中 國 本 IJ ス 12 皇 家 國 然 云 可 1 室 力 全 E ル 亦 體 ラ = = = 17 對 斯 入 危 玉 大 ナ 體 代 7 恐 L フ ス 女 丰 表 公 L ナ ル 1) 益 犯 多 罪 七 七 共 1 ラ 丰 ス チ = 和 ナ 關 罪 公 12 二 盆 國 1 ス 11 1 1 ナ 矢 ナ モ ナ ル = 以 罪 張 關 1, 1 V テ = 1 自 1 ス = 內 體 於 ナ 3 T 12 罪 テ IJ デ 1 = 故 加 對 天 1 10 無 天 皇 中 = ^ ス 英 皇 唑 丰 及 ル = 罪 國 陛 下 入 コ 12 所 15 1 1 = 七 V 以 中 ナ 於 亦 力 > テ 其 人 力 ル 1 = 御 其 力 入 七 ナ 身 天 帝 理 此 L L 罪 危 皇 サ

六十九

四五

由

13

王

皇 包 可 祖 ナ 手 1) 神 含 E 丰 = 亦 叉 武 ス 至 七 前 御 天 1 12 ル 先 後 皇 ナ 4 V 代 明 テ 1 E L 文 1) ナ 此 7 1 字 テ 4 ナ IJ 語 1 上 E IJ 何 中 御 英 天 3 2 = 皇 國 入 方 1) 1 見 ナ = = 12 チ 於 指 至 L ル E テ 1 3 t ル 11 天 次 モ ナ 4 V 皇 天。 IJ テ = ル 皇。 Ξ 無 1. + + 形 110 敢 后 1 1. 死。 無 云 テ 人 1 久 せつ 形 フ 疑 云 スつ 人 フ フ 11 = 固 天 1. ナ ^ コ 指 云 位 日 力 1

=

差

别

ナ

丰

T

1

1

T

12

以

L

1

天

三皇太子トハ御嗣君チ云フ

而

3

テ

后

K

1

支

那

及

E

日

本

1

制

規

==

由

L

11

皇

后

皇

太

后

皇

太

皇

后

是

+

IJ

釋

=

由

12

七

王

位

1.

云

フ

コ

1.

1

千

代

Y

テ

E

關

係

3

・デ

云

フ

七

1

ナ

1)

ラ

ス

英

國

法

1

解

然 1 皇 L 太 1 子 + 此 1  $\equiv$ 1 后 如 及 何 E ナ 皇 12 御 太 子 方 以 チ 指 外 1 ス 者 乎 此 11 等 皆 皇 11 宜 族 1 3 稱 7 ス 國 可 1 丰 憲 力 法 否 上 ラ # = 於

七十

3

\_

1

位

1

見

12

フ

格

言

7

V

11

即

IJ

其

御

先

代

チ

七

四七

或

11

少

傷

チ 爲

ス

=

1

皆

是

L

危

害

ナ

1)

叉

危

害

チ

加

^

2

1

3

及

ル

者

1

11

識

論

T

1

テ

旣

=

危

害

チ

加

^

及

12 者

チ

以

テ

死

刑

=

處

ス

12

1

云

^

1

加

此

=

云

フ

危

害

1

云

ブ

=

1

11

别

=

六

4

敷

1

1.

=

非

ス

御

身

チ

其

罪

ナ

7

危

フ

ス

12

力

3

テ

可

ナ

ラ

2

+

解 天 テ 位 定 ス 1 == V 在 可 1 足 丰 ラ セ V モ IJ ラ 1 L ナ y = 后 1 1 ス 今 13 天 日 皇 = 於 1 奥 デ 方 1 = 天 3 皇 テ 皇 1 太 1 卽 子 位 1 1 1 定 嗣 君 ナ 行 ナ 1) フ デ 1

1) 刑 ル 3 7 御 1 法 1 ル 111 誤 身 者 第 IJ チ 百 = 11 テ 傷 死 拾 1 甚 刑 六 ス フ 條 ラ 及 ダ = 死 處 3 12 = 刑 者 天 丰 ス 皇 1. = T 11 處 罪 = 1 T 后 セ 1 ナ 12 ラ 云 皇 力 チ ル 7 ラ 見 太 況 可 テ 子 2 + 3 何 或 = 御 抑 人 對 1 身 危 ナ 1 3 危 害 亂 チ L 傷 害 暴 ナ 11 7 加 IE. = チ 加 條 ^ モ チ + 又 外 若 ^ 叉 奈 = 3 1 何 加 7 右 1 加 7 1 ^ ル

御 ^ 方 2 1

七十一

四六

チ

以

テ

ナ

=

對

3

>

1.

3

不 以 圓 公 語 字 1 加 丰 ナ = 以 敬 處 我 然 + F 於 1 ^ I 2 暖 國 1 1 1 テ 下 不 1 1 ス 2 草 所 ナ 哥 不 1 敬 昧 7 1 3 12 敬 罰 案 寫 刑 3 1 1 V 4 全 = 屬 死 法 及 1 所 = 7 金 10 72 = 刑 者 所 爲 於 1 處 3 = 12 12 七 然 原 者 チ 111 者 為 處 T デ 11 ス 以 ナ 未 語 1 3 T ス = 云 12 1 者 其 刑 其 家 其 テ ラ テ 如 \* ル 犯 御 七 ス 罪 第 何 E 1 者 1 1 英 Ξ 第 IJ 死 4 其 前 百 ナ ナ 11 以 百 刑 後 -月 12 國 ル = 以 + 重 テ 修 月 非 + 文 = = 處 且 論 以 1 = 字 七 於 IE ス 條 條 テ 大 上 五 ナ 3 ス 1 1 益 可 = -雖 年 = 干 = 1 ル 規 亦 + 年 以 天 シ T 力 鄭 丰 皇、 定 旣 重 テ 以 F 刊 E 公 k 危 皇 逐 1 行 1 尋 セ チ 然 T 害 加 ナ 重 后 IJ 未 ナ 1 1 X 皇 元 逐 チ 1) 重 文 禁 用 ^ 12 12 加 禁 書 錮 太 來 チ 4 1 文 = 字 又 = 子 此 問 錮 原 11 ^ 樣 + 書 不 1 者 ダ + 1 1 チ 御 敬 ナ 左 公 削 圓 = ス 12 此 IJ 者 以 然 以 前 E 1 除 17 等 不 是 7 t 1 1 = 云 11 3 -勿 演 於 敬 T フ 1 ル 牙 L 罪 獨 論 可 圓 說 百 テ 文 1 12

四八

四九